

令和5年長浜市議会定例会

令和5年12月定例会月議会

議案書

- 3 令和5年度長浜市一般会計補正予算（第5号）
- 37 令和5年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 46 令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 56 令和5年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）
- 69 令和5年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 73 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 74 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 75 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 134 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 138 長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部改正について
- 141 長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部改正について
- 142 長浜市市民文化ホール条例の一部改正について
- 143 長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正について
- 144 長浜市曳山博物館条例の一部改正について
- 145 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について
- 152 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 155 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 160 長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について
- 161 長浜市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 164 長浜市保育所条例の一部を改正する条例の廃止について
- 165 新まちづくり計画の変更について
- 173 合併基本計画の変更について
- 181 工事請負契約について
- 182 工事請負契約について
- 183 長浜市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
- 184 虎姫駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について

- 185 河毛駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について
- 186 ウッディパル余呉の指定管理者の指定について
- 187 きのもと交遊館の指定管理者の指定について
- 188 健康パークあざいの指定管理者の指定について
- 189 長浜西部福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 190 長浜東部福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 191 長浜北部福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 192 浅井福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 193 西浅井福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 194 木之本まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 195 七尾まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 196 下草野まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 197 湯田まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 198 財産の譲渡について

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度長浜市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,406,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,786,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		8,366,459	34,513	8,400,972
	1 国庫負担金	5,744,451	2,625	5,747,076
	2 国庫補助金	2,593,548	31,888	2,625,436
15 県支出金		4,108,833	△28,047	4,080,786
	2 県補助金	1,536,143	△28,047	1,508,096
17 寄附金		351,000	50,000	401,000
	1 寄附金	351,000	50,000	401,000
18 繰入金		3,253,313	36,085	3,289,398
	1 基金繰入金	3,189,265	36,085	3,225,350
19 繰越金		414,113	485,317	899,430
	1 繰越金	414,113	485,317	899,430
20 諸収入		1,243,878	4,022	1,247,900
	5 雑入	1,159,606	4,022	1,163,628
21 市債		1,844,200	824,600	2,668,800
	1 市債	1,844,200	824,600	2,668,800
歳入	合計	55,379,727	1,406,490	56,786,217

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		244,831	6,315	251,146
	1 議会費	244,831	6,315	251,146
2 総務費		6,323,304	170,014	6,493,318
	1 総務管理費	5,478,482	175,398	5,653,880
	2 徴税費	410,402	6,880	417,282
	3 戸籍住民基本台帳費	296,687	△15,586	281,101
	5 統計調査費	13,513	3,322	16,835
3 民生費		21,315,819	138,879	21,454,698
	1 社会福祉費	11,408,607	109,637	11,518,244
	2 児童福祉費	8,180,494	22,598	8,203,092
	3 生活保護費	1,726,718	6,644	1,733,362
4 衛生費		5,839,532	△10,003	5,829,529
	1 保健衛生費	5,839,532	△10,003	5,829,529
5 労働費		16,787	877	17,664
	1 労働諸費	16,787	877	17,664
6 農林水産業費		2,312,505	16,437	2,328,942
	1 農業費	2,128,545	16,363	2,144,908
	2 林業費	179,252	74	179,326
7 商工費		1,225,828	65,581	1,291,409
	1 商工費	1,225,828	65,581	1,291,409
8 土木費		5,307,522	85,744	5,393,266
	2 道路橋梁費	1,303,361	8,381	1,311,742
	3 河川費	216,836	△30,977	185,859
	4 都市計画費	3,115,608	105,123	3,220,731
	5 住宅費	280,375	3,217	283,592
9 消防費		2,220,806	790,931	3,011,737
	1 消防費	2,220,806	790,931	3,011,737
10 教育費		6,430,637	141,715	6,572,352
	1 教育総務費	1,320,039	57,358	1,377,397
	3 中学校費	1,079,048	7,000	1,086,048
	4 幼稚園費	720,052	7,953	728,005
	5 社会教育費	926,023	21,594	947,617
	6 保健体育費	1,367,665	47,810	1,415,475
歳出	合計	55,379,727	1,406,490	56,786,217

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	スマートインター整備事業	14,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
虎姫駅コミュニティハウス関連施設指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	25,760千円
河毛駅コミュニティハウス関連施設指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	31,690千円
ウッディパル余呉指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	107,080千円
きのもと交遊館指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	27,650千円
木之本まちづくりセンター指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	46,465千円
湯田まちづくりセンター指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	66,670千円
下草野まちづくりセンター指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	50,565千円
七尾まちづくりセンター指定管理料	令和6年度から令和8年度まで	29,886千円
長浜東部福祉ステーション指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	51,385千円
長浜北部福祉ステーション指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	51,340千円
長浜西部福祉ステーション指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	52,540千円
健康パークあざい指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	128,455千円
長浜市勤労青少年ホーム指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	48,355千円

第4表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画施設整備事業	千円 430,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 488,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
消防施設整備事業	109,400				875,900			

令和5年度長浜市一般会計
補正予算（第5号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	5,419,403	2,625	5,422,028
計	5,744,451	2,625	5,747,076

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫補助金	612,258	2,388	614,646
8 土木費国庫補助金	561,182	29,500	590,682
計	2,593,548	31,888	2,625,436

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県補助金	652,054	3,553	655,607
8 土木費県補助金	89,244	△31,600	57,644
計	1,536,143	△28,047	1,508,096

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費寄附金	350,000	50,000	400,000
計	351,000	50,000	401,000

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 教育施設整備基金繰入金	300,576	7,000	307,576
14 公共施設等総合管理基金繰入金	551,261	22,955	574,216
15 環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	48,087	6,130	54,217
計	3,189,265	36,085	3,225,350

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2	しょうがい者福祉費負担金	2,625	特別しょうがい者手当等給付費負担金 2,625

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3	児童福祉費補助金	1,883	子ども子育て支援交付金 533 こども政策推進事業費補助金 1,350
7	社会福祉費補助金	505	生活困窮者就労準備支援等事業補助金 505
4	都市計画費補助金	29,500	社会資本整備総合交付金 29,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4	児童福祉費補助金	3,553	地域子育て支援事業費補助金 533 保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金 3,020
1	土木管理費補助金	△31,600	丹生水源地域整備事業特別交付金 △31,600

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1	総務管理費寄附金	50,000	総務管理寄附金 50,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1	教育施設整備基金繰入金	7,000	
1	公共施設等総合管理基金繰入金	22,955	
1	環境と社会経済の好循環創造基金繰入金	6,130	

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	414,113	485,317	899,430
計	414,113	485,317	899,430

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1,159,585	4,022	1,163,607
計	1,159,606	4,022	1,163,628

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
8 土木債	632,300	58,100	690,400
9 消防債	120,300	766,500	886,800
計	1,844,200	824,600	2,668,800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	485,317		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 民生費雑入	1,222	保育所給食費等負担金	1,222
10 教育費雑入	2,800	学校給食費納入金	2,800

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 都市計画施設整備事業債	58,100	田村駅周辺整備事業債	58,100
1 消防施設整備事業債	766,500	消防庁舎整備事業債	766,500

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	244,831	6,315	251,146				6,315
計	244,831	6,315	251,146				6,315

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,510,789	100,103	1,610,892				100,103
6 財務管理費	836,020	50,000	886,020			50,000	
7 支所費	816,555	△6,373	810,182				△6,373
8 企画費	466,758	10,867	477,625				10,867
9 地域振興費	170,696	1,297	171,993				1,297
15 諸費	410,529	10,000	420,529				10,000
18 市民まちづくりセンター費	499,968	9,504	509,472				9,504

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	3,335	□職員給与費（6人）	6,315
3 職員手当等	2,175	給料	3,335
4 共済費	805	職員手当等	2,175
		共済費	805

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	22,060	□職員給与費（110人）	60,253
2 給料	32,864	給料	22,454
3 職員手当等	40,203	職員手当等	34,653
4 共済費	4,466	共済費	3,146
8 旅費	510	□人事管理事務経費	39,850
		報酬	22,060
		給料	10,410
		職員手当等	5,550
		共済費	1,320
		旅費	510
24 積立金	50,000	□公有財産管理事務経費	50,000
		地域福祉基金積立金	3,696
		文化芸術振興基金積立金	2,547
		協働でつくる長浜まちづくり基金積立金	15,525
		子ども未来教育基金積立金	20,039
		環境と社会経済の好循環創造基金積立金	8,193
2 給料	△11,047	□職員給与費（78人）	△6,373
3 職員手当等	8,284	給料	△11,047
4 共済費	△3,610	職員手当等	8,284
		共済費	△3,610
12 委託料	97	□交通対策事業費	10,770
18 負担金、補助 及び交付金	10,770	地方バス路線維持費補助金	4,655
		デマンドタクシー運行補助金	6,115
		□駅関連施設維持管理事業費	97
		指定管理委託料	97
12 委託料	1,297	□地域活性化施設管理運営事業費	1,297
		指定管理委託料	1,297
22 償還金、利子 及び割引料	10,000	□市税等還付金	10,000
1 報酬	4,070	□市民まちづくりセンター管理運営事業費	9,504
2 給料	2,190	報酬	4,070
3 職員手当等	1,080	給料	2,190

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
計	5,478,482	175,398	5,653,880			50,000	125,398

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	310,243	6,880	317,123				6,880
計	410,402	6,880	417,282				6,880

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	296,687	△15,586	281,101				△15,586
計	296,687	△15,586	281,101				△15,586

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 統計調査総務費	7,951	3,322	11,273				3,322
計	13,513	3,322	16,835				3,322

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
8 旅費	80	職員手当等	1,080
12 委託料	2,084	旅費	80
		指定管理委託料	2,084

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	2,130	□ 税務管理事務経費	6,880
2 給料	4,880	報酬	2,130
3 職員手当等	300	給料	4,880
8 旅費	△430	職員手当等	300
		旅費	△430

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△6,249	□ 職員給与費（15人）	△17,986
3 職員手当等	△5,727	給料	△8,129
4 共済費	△3,380	職員手当等	△6,477
8 旅費	△230	共済費	△3,380
		□ 戸籍住民基本台帳管理事務経費	2,400
		給料	1,880
		職員手当等	750
		旅費	△230

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	792	□ 職員給与費（2人）	3,322
3 職員手当等	2,096	給料	792
4 共済費	434	職員手当等	2,096
		共済費	434

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	3,706,526	11,994	3,718,520				11,994
2 地域総合センター費	78,353	7,390	85,743				7,390
3 しょうがい福祉費	4,359,733	16,309	4,376,042	2,625			13,684
4 老人福祉費	2,237,907	13,166	2,251,073				13,166
5 福祉医療助成費	869,917	51,508	921,425				51,508
6 社会福祉施設費	156,171	9,270	165,441				9,270
計	11,408,607	109,637	11,518,244	2,625			107,012

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,860,619	4,973	2,865,592	5,436			△463

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△4,500	□職員給与費（62人）	16,494
2 給料	452	給料	452
3 職員手当等	17,784	職員手当等	17,784
4 共済費	△1,742	共済費	△1,742
		□社会福祉事業施行事務経費	△4,500
		報酬	△4,500
1 報酬	280	□職員給与費（6人）	3,840
2 給料	3,844	給料	1,164
3 職員手当等	3,170	職員手当等	2,580
4 共済費	96	共済費	96
		□長浜地域総合センター管理運営事業費	3,550
		報酬	280
		給料	2,680
		職員手当等	590
1 報酬	1,460	□しょうがい福祉手当等支給事業費	3,500
2 給料	4,620	扶助費	3,500
3 職員手当等	3,390	□しょうがい福祉事務経費	12,809
12 委託料	3,339	報酬	1,460
19 扶助費	3,500	給料	4,620
		職員手当等	3,390
		情報システム委託料	3,339
27 繰出金	13,166	□介護保険特別会計繰出金	13,166
10 需用費	246	□子ども医療費助成事業費	51,508
11 役務費	1,687	印刷製本費	246
12 委託料	1,087	通信運搬費	882
19 扶助費	48,488	手数料	805
		業務委託料	97
		情報システム委託料	990
		扶助費	48,488
12 委託料	9,270	□高齢者福祉施設管理運営事業費	6,405
		指定管理委託料	6,405
		□健康パークあざい管理運営事業費	2,865
		指定管理委託料	2,865

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	△3,000	□子ども・子育て支援事業費	6,373
12 委託料	2,970	こども計画策定業務委託料	2,970
		副食費補助金	3,403

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 保育所費	1,308,106	12,863	1,320,969			276	12,587
5 認定こども園費	3,616,658	4,762	3,621,420			946	3,816
計	8,180,494	22,598	8,203,092	5,436		1,222	15,940

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	165,096	6,644	171,740	505			6,139
計	1,726,718	6,644	1,733,362	505			6,139

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	4,029,280	△18,194	4,011,086				△18,194
5 健康増進費	86,308	792	87,100				792

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	5,003	□放課後児童クラブ運営事業費 放課後児童クラブ施設整備等支援事業補助金 □児童福祉事務経費 給料	1,600 1,600 △3,000 △3,000
2 給料	2,668	□職員給与費（49人）	11,605
3 職員手当等	9,337	給料	2,668
4 共済費	△400	職員手当等	9,337
10 需用費	1,258	共済費 □保育所管理運営事業費 賄材料費	△400 1,258 1,258
10 需用費	4,762	□認定こども園管理費 賄材料費	4,762 4,762

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	3,798	□職員給与費（19人）	5,634
3 職員手当等	2,076	給料	3,798
4 共済費	△240	職員手当等	2,076
12 委託料	1,010	共済費 □生活保護費給付事務経費 情報システム委託料	△240 1,010 1,010

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	1,640	□職員給与費（18人）	△20,404
2 給料	△9,925	給料	△10,045
3 職員手当等	△6,363	職員手当等	△6,763
4 共済費	△3,596	共済費	△3,596
8 旅費	50	□保健衛生総務管理事務経費 報酬 給料 職員手当等 旅費	2,210 1,640 120 400 50
12 委託料	792	□健康増進生活習慣病健診事業費 情報システム委託料	792 792

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
8 保健センター費	443,964	7,399	451,363				7,399
計	5,839,532	△10,003	5,829,529				△10,003

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 労働諸費	16,787	877	17,664				877
計	16,787	877	17,664				877

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	312,802	4,309	317,111				4,309
3 農業振興費	378,003	194	378,197				194
5 農地費	1,416,180	11,860	1,428,040				11,860
計	2,128,545	16,363	2,144,908				16,363

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 林業施設費	11,537	74	11,611				74
計	179,252	74	179,326				74

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	275	□職員給与費（54人）	7,399
3 職員手当等	7,654	給料	275
4 共済費	△530	職員手当等	7,654
		共済費	△530

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	877	□勤労者福祉対策事業費	877
		指定管理委託料	877

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△5,200	□職員給与費（37人）	10,409
2 給料	4,401	給料	4,401
3 職員手当等	4,931	職員手当等	5,831
4 共済費	177	共済費	177
		□農業総務管理事務経費	△6,100
		報酬	△5,200
		職員手当等	△900
12 委託料	194	□農業農村振興事業費	194
		指定管理委託料	194
18 負担金、補助 及び交付金	3,421	□農業用施設整備等助成事業費	3,421
		電気料金高騰対策土地改良区支援補助金	3,421
27 繰出金	8,439	□農業集落排水事業特別会計繰出金	8,439

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	74	□林業施設管理運営事業費	74
		指定管理委託料	74

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	240,839	28,565	269,404				28,565
2 商工業振興費	693,426	37,016	730,442			6,130	30,886
計	1,225,828	65,581	1,291,409			6,130	59,451

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋梁総務費	225,890	2,381	228,271				2,381
4 道路新設改良費	328,140	6,000	334,140				6,000
計	1,303,361	8,381	1,311,742				8,381

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	64,397	623	65,020				623
5 丹生ダム対策費	100,839	△31,600	69,239	△31,600			

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	370	□職員給与費（31人）	28,185
2 給料	14,148	給料	14,148
3 職員手当等	11,348	職員手当等	11,338
4 共済費	2,699	共済費	2,699
		□商工総務管理事務経費	380
		報酬	370
		職員手当等	10
12 委託料	30,886	□地域経済活性化対策事業費	6,130
18 負担金、補助及び交付金	6,130	事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金	6,130
		□バイオ産業推進事業費	203
		指定管理委託料	203
		□商工振興事務経費	30,683
		ふるさと寄附事務業務委託料	30,683

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	1,481	□職員給与費（22人）	2,381
3 職員手当等	914	給料	1,481
4 共済費	△14	職員手当等	914
		共済費	△14
18 負担金、補助及び交付金	6,000	□スマートインター整備事業費	6,000
		（仮称）神田S I C整備ネクスコ中日本負担金	6,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	251	□職員給与費（3人）	623
3 職員手当等	507	給料	251
4 共済費	△135	職員手当等	507
		共済費	△135
11 役務費	△450	□地域振興事業費	△31,600
12 委託料	△9,810	手数料	△450
16 公有財産購入費	△10,560	立木伐採業務委託料	△9,810
		整備事業費	△21,340
21 補償、補填及び賠償金	△10,780		

(款) 8 土木費
(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
計	216,836	△30,977	185,859	△31,600			623

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	2,249,760	105,123	2,354,883	29,500	58,100		17,523
計	3,115,608	105,123	3,220,731	29,500	58,100		17,523

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	258,803	3,217	262,020				3,217
計	280,375	3,217	283,592				3,217

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	1,668,829	790,931	2,459,760		766,500	22,955	1,476
計	2,220,806	790,931	3,011,737		766,500	22,955	1,476

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	2,290	□職員給与費（22人） 9,422
2 給料	5,927	給料 3,967
3 職員手当等	5,251	職員手当等 4,521
4 共済費	934	共済費 934
12 委託料	1,753	□田村駅周辺整備事業費 90,721
14 工事請負費	88,968	整備事業費 90,721
		□都市計画総務事務経費 4,980
		報酬 2,290
		給料 1,960
		職員手当等 730

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	1,487	□職員給与費（7人） 3,217
3 職員手当等	1,762	給料 1,487
4 共済費	△32	職員手当等 1,762
		共済費 △32

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	790,931	□湖北地域消防組合負担金 790,931

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	867,316	57,358	924,674				57,358
計	1,320,039	57,358	1,377,397				57,358

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 中学校管理費	976,570	7,000	983,570			7,000	
計	1,079,048	7,000	1,086,048			7,000	

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 幼稚園管理費	720,052	7,953	728,005				7,953
計	720,052	7,953	728,005				7,953

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 生涯学習費	209,692	9,521	219,213				9,521

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	31,855	□職員給与費（98人）	55,738
3 職員手当等	25,655	給料	30,455
4 共済費	△152	職員手当等	25,435
		共済費	△152
		□教育委員会事務経費	1,620
		給料	1,400
		職員手当等	220

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	7,000	□中学校校舎等維持管理経費	7,000
		整備事業費	7,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	2,132	□職員給与費（44人）	7,953
3 職員手当等	7,256	給料	2,132
4 共済費	△1,435	職員手当等	7,256
		共済費	△1,435

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	110	□職員給与費（3人）	△10,480
2 給料	△4,101	給料	△4,101
3 職員手当等	△4,419	職員手当等	△4,509
4 共済費	△1,870	共済費	△1,870
12 委託料	19,801	□市民文化ホール管理運営事業費	18,885
		指定管理委託料	18,885
		□長浜市民交流センター管理運営事業費	916
		指定管理委託料	916
		□養蚕の館管理運営事業費	200

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
6 文化施設費	215,102	12,073	227,175				12,073
計	926,023	21,594	947,617				21,594

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 体育振興費	66,193	17,000	83,193				17,000
3 体育施設費	211,686	2,810	214,496				2,810
4 学校給食費	1,034,868	28,000	1,062,868			2,800	25,200
計	1,367,665	47,810	1,415,475			2,800	45,010

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		報酬	110
		職員手当等	90
1 報酬	2,160	<input type="checkbox"/> 職員給与費（9人）	9,256
2 給料	4,267	給料	4,267
3 職員手当等	3,825	職員手当等	3,825
4 共済費	1,164	共済費	1,164
12 委託料	657	<input type="checkbox"/> 長浜城歴史博物館管理運営事業費	2,160
		報酬	2,160
		<input type="checkbox"/> 文化施設管理運営費	657
		指定管理委託料	657

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	17,000	<input type="checkbox"/> 国スポ障スポ開催対策事業費	17,000
		長浜市実行委員会負担金	17,000
12 委託料	2,810	<input type="checkbox"/> スポーツ施設管理運営事業費	2,810
		指定管理委託料	2,810
10 需用費	28,000	<input type="checkbox"/> 学校給食センター管理運営事業費	28,000
		賄材料費	28,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		28,200	9,588	3.40		24	37,812	6,627	44,439	
	議 員	22	99,120		32,214	3.40			131,334	31,056	162,390	
	その他の特別職	1,378	71,551						71,551		71,551	
	計	1,403	170,671	28,200	41,802			24	240,697	37,683	278,380	
補正前	長 等	3		28,200	9,306	3.35		24	37,530	7,032	44,562	
	議 員	22	99,120		32,214	3.35			131,334	31,056	162,390	
	その他の特別職	1,378	71,551						71,551		71,551	
	計	1,403	170,671	28,200	41,520			24	240,415	38,088	278,503	
比 較	長 等				282				282	-405	-123	
	議 員											
	その他の特別職											
	計				282				282	-405	-123	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,390 (960)	1,114,557	4,592,585	3,095,735	8,802,877	1,600,894	10,403,771	
補正前	1,353 (960)	1,087,687	4,501,240	2,952,720	8,541,647	1,606,850	10,148,497	
比 較	37	26,870	91,345	143,015	261,230	-5,956	255,274	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	104,056	86,097	35,574	211,792	1,284	369,826	1,927	1,209,363	678,339	140,408		18,282	238,787
補正前	99,916	83,249	36,441	191,660	2,332	327,329	1,968	1,166,515	650,143	136,458		17,922	238,787
比 較	4,140	2,848	-867	20,132	-1,048	42,497	-41	42,848	28,196	3,950		360	

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,000 (9)		3,649,706	2,620,496	6,270,202	1,189,060	7,459,262	
補正前	989 (9)		3,585,501	2,489,691	6,075,192	1,196,336	7,271,528	
比 較	11		64,205	130,805	195,010	-7,276	187,734	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	104,056	63,135	35,574	211,792	1,284	323,188	1,639	851,581	678,339	113,148		17,760	219,000
補正前	99,916	61,387	36,441	191,660	2,332	283,361	1,680	815,603	650,143	110,768		17,400	219,000
比 較	4,140	1,748	-867	20,132	-1,048	39,827	-41	35,978	28,196	2,380		360	

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	390 (951)	1,114,557	942,879	475,239	2,532,675	411,834	2,944,509	
補正前	364 (951)	1,087,687	915,739	463,029	2,466,455	410,514	2,876,969	
比較	26	26,870	27,140	12,210	66,220	1,320	67,540	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		22,962				46,638	288	357,782		27,260		522	19,787
補正前		21,862				43,968	288	350,912		25,690		522	19,787
比較		1,100				2,670		6,870		1,570			

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	91,345	1.給与改定に伴う増減分	36,822		
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分	54,523		
職員手当	143,015	1.制度改正に伴う増減分	54,005		
		2.その他の増減分	89,010		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和5年 10月1日 現在	平均給料月額	323,375	388,125	293,234	303,876				229,742
	平均給与月額	487,805	580,987	397,734	419,455				269,776
	平均年齢(歳)	43歳0月	45歳5月	37歳9月	53歳6月				62歳5月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	170,900	-	170,900		-
短大卒(中級)	181,800	192,400	-	198,800	230,800
大学卒(上級)	202,400	205,700	-	208,800	234,800

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	166,600	-	164,000		-
短大卒(中級)	-	-	-	193,500	218,800
大学卒(上級)	総合職 208,000 一般職 196,200	-	-	202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日 現在	1	57	8.9	1			1	35	12.7	1	2	11.8
	2	57	8.9	2	19	67.9	2	82	29.8	2	3	17.6
	3	121	19.0	3	6	21.4	3	50	18.2	3	1	5.9
	4	153	24.0	4	3	10.7	4	62	22.5	4	11	64.7
	5	155	24.3				5	26	9.5			
	6	57	8.9				6	20	7.3			
	7	38	6.0				7					
	計	638	100	計	28	100	計	275	100	計	17	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日 現在	1			1			1			1	5	15.6
	2			2			2			2	11	34.4
	3			3			3			3	9	28.1
	4			4			4			4		
				5			5			5	5	15.6
				6			6			6	2	6.3
				7						7		
	計			計			計			計	32	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和5年度	2.200	2.300	4.500	有	
国の制度	2.200	2.300	4.500	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和5年10月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.03	0.10	-	-	0.11	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和5年10月1日現在)	6.72	13.64	-	-	11.76	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支 出 (見 込) 額		令和5年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
虎姫駅コミュニティハウス関連施設 指定管理料	25,760			令和6年度から 令和10年度まで	25,760				25,760
河毛駅コミュニティハウス関連施設 指定管理料	31,690			令和6年度から 令和10年度まで	31,690				31,690
ウッディパル余呉指定管理料	107,080			令和6年度から 令和10年度まで	107,080				107,080
きのもと交遊館指定管理料	27,650			令和6年度から 令和10年度まで	27,650				27,650
木之本まちづくりセンター指定管理 料	46,465			令和6年度から 令和10年度まで	46,465				46,465
湯田まちづくりセンター指定管理料	66,670			令和6年度から 令和10年度まで	66,670				66,670
下草野まちづくりセンター指定管理 料	50,565			令和6年度から 令和10年度まで	50,565				50,565
七尾まちづくりセンター指定管理料	29,886			令和6年度から 令和8年度まで	29,886				29,886
長浜東部福祉ステーション指定管理 料	51,385			令和6年度から 令和10年度まで	51,385				51,385
長浜北部福祉ステーション指定管理 料	51,340			令和6年度から 令和10年度まで	51,340				51,340
長浜西部福祉ステーション指定管理 料	52,540			令和6年度から 令和10年度まで	52,540				52,540
健康パークあざい指定管理料	128,455			令和6年度から 令和10年度まで	128,455				128,455
長浜市勤労青少年ホーム指定管理料	48,355			令和6年度から 令和10年度まで	48,355				48,355

令和5年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,423,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		1,868,095	13,166	1,881,261
	1 他会計繰入金	1,854,865	13,166	1,868,031
歳入	合計	12,410,013	13,166	12,423,179

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		329,021	4,774	333,795
	1 総務管理費	190,408	4,774	195,182
6 諸支出金		494,059	8,392	502,451
	3 償還金及び還付加算金	234,750	8,392	243,142
歳出	合計	12,410,013	13,166	12,423,179

令和5年度長浜市介護保険特別会計
補正予算（第2号）説明書

歳入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1,854,865	13,166	1,868,031
計	1,854,865	13,166	1,868,031

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 地域支援事業繰入金	8,392		
3 その他一般会計繰入金	4,774	事務費繰入金	4,774

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	184,902	4,774	189,676				4,774
計	190,408	4,774	195,182				4,774

(款) 6 諸支出金

(項) 3 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 償還金	231,720	8,392	240,112			8,392	
計	234,750	8,392	243,142			8,392	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	4,774	<input type="checkbox"/> 介護保険一般管理事務経費	4,774
		情報システム委託料	4,774

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	8,392	<input type="checkbox"/> 過年度分精算返還金	8,392

令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		820,315	8,439	828,754
	1 他会計繰入金	820,315	8,439	828,754
9 市債		164,300	500	164,800
	1 市債	164,300	500	164,800
歳入	合計	1,271,000	8,939	1,279,939

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 農業集落排水事業費		728,508	9,004	737,512
	1 農業集落排水事業費	728,508	9,004	737,512
3 公債費		510,802	△65	510,737
	1 公債費	510,802	△65	510,737
歳出	合計	1,271,000	8,939	1,279,939

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 164,300	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 164,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和5年度長浜市農業集落排水事業
特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	820,315	8,439	828,754
計	820,315	8,439	828,754

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業債	164,300	500	164,800
計	164,300	500	164,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	8,439	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業集落排水事業債	500	資本費平準化債 500

歳出

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 施設管理費	644,138	9,004	653,142				9,004
計	728,508	9,004	737,512				9,004

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 元金	468,237	16	468,253		500		△484
2 利子	42,565	△81	42,484				△81
計	510,802	△65	510,737		500		△565

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
26 公課費	9,004	<input type="checkbox"/> 処理施設管理経費 公課費	9,004 9,004

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子 及び割引料	16	<input type="checkbox"/> 長期債元金	16
22 償還金、利子 及び割引料	△81	<input type="checkbox"/> 長期債利子	△81

令和5年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院事業収益	15,200,000 千円	478,400 千円	15,678,400 千円
第1項 医業収益	14,288,182 千円	478,400 千円	14,766,582 千円
第2款 湖北病院事業収益	3,684,000 千円	27,000 千円	3,711,000 千円
第1項 医業収益	2,433,505 千円	22,500 千円	2,456,005 千円
第3項 介護老人保健施設療養収益	497,164 千円	4,500 千円	501,664 千円
支 出			
第1款 長浜病院事業費用	15,200,000 千円	478,400 千円	15,678,400 千円
第1項 医業費用	14,888,857 千円	478,400 千円	15,367,257 千円
第2款 湖北病院事業費用	3,684,000 千円	27,000 千円	3,711,000 千円
第1項 医業費用	3,017,733 千円	22,500 千円	3,040,233 千円
第3項 介護老人保健施設療養費用	503,000 千円	4,500 千円	507,500 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
1. 市立長浜病院			
(1) 職員給与費	7,837,824 千円	78,400 千円	7,916,224 千円
2. 長浜市立湖北病院			
(1) 職員給与費	2,309,087 千円	27,000 千円	2,336,087 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第4条 予算第11条中「4,500,000 千円」を「4,900,000 千円」に改める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和 5 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和5年度 長浜市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長浜病院			15,200,000	478,400	15,678,400	
事業収益	1. 医業収益		14,288,182	478,400	14,766,582	
		1. 入院収益	9,317,369	278,400	9,595,769	
		2. 外来収益	4,659,666	200,000	4,859,666	
2. 湖北病院			3,684,000	27,000	3,711,000	
事業収益	1. 医業収益		2,433,505	22,500	2,456,005	
		1. 入院収益	1,437,106	22,500	1,459,606	
	3. 介護老人保健		497,164	4,500	501,664	
	施設療養収益	1. 施設療養収益	413,044	4,500	417,544	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長浜病院			15,200,000	478,400	15,678,400	
事業費用	1. 医業費用		14,888,857	478,400	15,367,257	
		1. 給与費	7,675,726	78,400	7,754,126	看護師給 賞与引当金繰入額
		2. 材料費	4,305,351	400,000	4,705,351	薬品費 診療材料費
2. 湖北病院			3,684,000	27,000	3,711,000	
事業費用	1. 医業費用		3,017,733	22,500	3,040,233	
		1. 給与費	1,854,867	22,500	1,877,367	看護師給 賞与引当金繰入額
	3. 介護老人保健		503,000	4,500	507,500	
	施設療養費用	1. 給与費	340,037	4,500	344,537	介護士給 賞与引当金繰入額

令和5年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）給与費明細書（市立長浜病院）

1. 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職（人）		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
	長	その他							一般職 (人)
補正後	1	21	850 (336)	368	3,725,075	3,090,055	6,815,498	1,100,726	7,916,224
補正前	1	21	850 (336)	368	3,691,775	3,044,955	6,737,098	1,100,726	7,837,824
比 較	0	0	0 (0)	0	33,300	45,100	78,400	0	78,400

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

手 当 の	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	
	補正後	47,696	0	11,496	487,303	126,982	56,388	534,652	59,284	
	補正前	47,696	0	11,496	487,303	126,982	56,388	534,652	59,284	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	
内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	賞 与 引 当 金 繰 入 額 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	
	補正後	4,677	45,992	534,420	344,225	477,834	44,844	38,516	41,347	
	補正前	4,677	45,992	534,420	344,225	432,734	44,844	38,516	41,347	
	比 較	0	0	0	0	45,100	0	0	0	
	区 分	退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 (千円)								
	補正後	234,399								
	補正前	234,399								
比 較	0									

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
	長	その他							
補正後	1	21	762 (4)	368	2,696,056	2,732,334	5,428,758	951,607	6,380,365
補正前	1	21	762 (4)	368	2,662,756	2,732,334	5,395,458	951,607	6,347,065
比 較	0	0	0 (0)	0	33,300	0	33,300	0	33,300

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

手 当 の	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補正後	46,256	0	11,496	453,541	97,449	56,190	482,361	42,881
	補正前	46,256	0	11,496	453,541	97,449	56,190	482,361	42,881
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	賞 与 引 当 金 繰 入 額 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
	補正後	4,677	39,840	433,940	344,225	383,260	44,476	38,180	41,347
	補正前	4,677	39,840	433,940	344,225	383,260	44,476	38,180	41,347
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 (千円)							
補正後	212,215								
補正前	212,215								
比 較	0								

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
	長	その他							
補正後	0	0	88 (332)	0	1,029,019	357,721	1,386,740	149,119	1,535,859
補正前	0	0	88 (332)	0	1,029,019	312,621	1,341,640	149,119	1,490,759
比 較	0	0	0 (0)	0	0	45,100	45,100	0	45,100

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

手 当 の 内 訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補正後	1,440	0	0	33,762	29,533	198	52,291	16,403
	補正前	1,440	0	0	33,762	29,533	198	52,291	16,403
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	休日勤務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	賞 与 引 当 金 繰 入 額 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	
補正後	0	6,152	100,480	0	94,574	368	336	0	
補正前	0	6,152	100,480	0	49,474	368	336	0	
比 較	0	0	0	0	45,100	0	0	0	
区 分	退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 (千円)								
補正後	22,184								
補正前	22,184								
比 較	0								

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	33,300	給与改定に伴う増減分	33,300	令和5年度人事院勧告	
手 当	45,100	制度改正に伴う増減分	45,100	地方自治法の一部を改正する法律 (令和5年法律第19号)	

令和5年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）給与費明細書（長浜市立湖北病院）

【病院】

1. 総括

区 分	職 員 数		一 般 職 (人)	給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職(人)			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
	長	その他							
補 正 後	1	2	212 (129)	170	1,029,173	696,715	1,726,058	265,492	1,991,550
補 正 前	1	2	212 (129)	170	1,019,673	683,715	1,703,558	265,492	1,969,050
比 較	0	0	0 (0)	0	9,500	13,000	22,500	0	22,500

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補 正 後	28,111	5,016	2,394	122,971	35,757	11,323
	補 正 前	28,111	5,016	2,394	122,971	35,757	11,323
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	31,915	27,122	0	35,148	134,019	83,953
	補 正 前	31,915	27,122	0	35,148	134,019	83,953
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 引当金繰入額 (千円)	
	補 正 後	116,891	11,524	5,890	5,040	39,641	
	補 正 前	103,891	11,524	5,890	5,040	39,641	
	比 較	13,000	0	0	0	0	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		一般職 (人)	給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職(人)			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
	長	その他							
補 正 後	1	2	178 (0)	170	677,769	589,627	1,267,566	220,704	1,488,270
補 正 前	1	2	178 (0)	170	668,269	589,627	1,258,066	220,704	1,478,770
比 較	0	0	0 (0)	0	9,500	0	9,500	0	9,500

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補 正 後	28,111	5,016	2,394	105,740	31,764	11,323
	補 正 前	28,111	5,016	2,394	105,740	31,764	11,323
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	27,215	15,092		30,195	102,574	83,953
	補 正 前	27,215	15,092		30,195	102,574	83,953
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 引当金繰入額 (千円)	
	補 正 後	87,978	11,171	5,890	4,914	36,297	
	補 正 前	87,978	11,171	5,890	4,914	36,297	
	比 較	0	0	0	0	0	

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職(人)		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
	長	その他							
補 正 後	0	0	34 (129)	0	351,404	107,088	458,492	44,788	503,280
補 正 前	0	0	34 (129)	0	351,404	94,088	445,492	44,788	490,280
比 較	0	0	0 (0)	0	0	13,000	13,000	0	13,000

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補 正 後				17,231	3,993	
	補 正 前				17,231	3,993	
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	4,700	12,030		4,953	31,445	
	補 正 前	4,700	12,030		4,953	31,445	
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 引当金繰入額 (千円)	
	補 正 後	28,913	353	0	126	3,344	
	補 正 前	15,913	353	0	126	3,344	
	比 較	13,000	0	0	0	0	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	9,500	給与改定に伴う増減分	9,500	令和5年度人事院勧告
手 当	13,000	制度改正に伴う増減分	13,000	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）

【介護老人保健施設】

1. 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職(人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	0	46 (25)	0	172,835	115,613	288,448	56,089	344,537
補 正 前	0	46 (25)	0	171,335	112,613	283,948	56,089	340,037
比 較	0	0 (0)	0	1,500	3,000	4,500	0	4,500

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補 正 後	1,386	0	0	12,823	4,512	3,294
	補 正 前	1,386	0	0	12,823	4,512	3,294
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	10,617	4,628	0	856	22,017	14,506
	補 正 前	10,617	4,628	0	856	22,017	14,506
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 引当金繰入額 (千円)	
	補 正 後	20,989	5,442	0	1,500	13,043	
	補 正 前	17,989	5,442	0	1,500	13,043	
	比 較	3,000	0	0	0	0	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職(人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	0	37 (1)	0	127,725	100,058	227,783	47,521	275,304
補 正 前	0	37 (1)	0	126,225	100,058	226,283	47,521	273,804
比 較	0	0 (0)	0	1,500	0	1,500	0	1,500

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補 正 後	1,386	0	0	11,241	3,841	3,294
	補 正 前	1,386	0	0	11,241	3,841	3,294
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	9,110	3,308	0	856	17,922	14,506
	補 正 前	9,110	3,308	0	856	17,922	14,506
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 引当金繰入額 (千円)	
	補 正 後	15,971	4,933	0	1,500	12,190	
	補 正 前	15,971	4,933	0	1,500	12,190	
	比 較	0	0	0	0	0	

イ. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職(人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	0	9 (24)	0	45,110	15,555	60,665	8,568	69,233
補 正 前	0	9 (24)	0	45,110	12,555	57,665	8,568	66,233
比 較	0	0 (0)	0	0	3,000	3,000	0	3,000

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書き

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特別勤務手当 (千円)	初 任 給 調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	1,582	671	0
	補 正 前	0	0	0	1,582	671	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時間外勤務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	1,507	1,320	0	0	4,095	0
	補 正 前	1,507	1,320	0	0	4,095	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	賞与引当金 繰 入 額 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	退 職 給 付 引当金繰入額 (千円)	
	補 正 後	5,018	509	0	0	853	
	補 正 前	2,018	509	0	0	853	
	比 較	3,000	0	0	0	0	

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,500	給与改定に伴う増減分	1,500	令和5年度人事院勧告
手 当	3,000	制度改正に伴う増減分	3,000	地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）

令和5年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,694,055千円	7,957千円	3,702,012千円
第2項 営業外費用	359,608千円	7,957千円	367,565千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,105,081千円は、当年度分損益勘定留保資金1,406,481千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,459千円、当年度利益剰余金処分量622,141千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,101,338千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,459千円、減債積立金657,072千円、過年度分損益勘定留保資金909,124千円、当年度分損益勘定留保資金458,683千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,205,493千円	3,400千円	2,208,893千円
第1項 企業債	1,586,100千円	3,400千円	1,589,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,310,574千円	△343千円	4,310,231千円
第2項 償還金	3,062,689千円	△343千円	3,062,346千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,586,100	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,589,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和5年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）説明書

令和5年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			3,694,055	7,957	3,702,012	
	2 営業外費用		359,608	7,957	367,565	
		1 支払利息及び 企業債取扱費	343,508	7,957	351,465	企業債利息 7,957

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,205,493	3,400	2,208,893	
	1 企 業 債		1,586,100	3,400	1,589,500	
		1 企 業 債	1,586,100	3,400	1,589,500	準建設改良企業債 3,400

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			4,310,574	△ 343	4,310,231	
	2 償 還 金		3,062,689	△ 343	3,062,346	
		1 償 還 金	3,062,689	△ 343	3,062,346	企業債償還金 △ 343

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「育児短期間勤務」を「育児短時間勤務」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員の令和6年度において使用することができる年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の第12条の規定にかかわらず、この条例による改正前の第12条の規定により令和6年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じて得た日数）に5日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し任命権者が定める日数）を加えた日数とする。

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成18年長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」とを加える。

第16条の2第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				

	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		346,600	409,600	474,700
	2	267,200	349,600	412,100	477,000
	3	269,600	352,400	414,700	479,200
	4	272,000	355,300	417,100	481,500
	5	274,100	357,800	419,100	483,700
	6	277,600	360,800	420,900	485,800
	7	281,100	363,800	422,800	488,000
	8	284,500	366,600	424,600	490,000
	9	288,100	368,700	427,300	491,900
	10	291,600	371,200	429,800	494,000
	11	295,200	373,900	432,200	496,100
	12	298,700	376,400	434,400	498,200
	13	302,200	379,100	436,900	500,300
	14	306,100	382,500	438,900	502,200
	15	310,000	385,500	441,000	504,300
	16	313,600	388,800	443,000	506,400
	17	317,200	391,800	445,200	508,300
	18	320,700	394,400	447,400	510,300
	19	324,200	396,800	449,500	512,300
	20	327,700	399,300	450,900	514,100
	21	331,300	401,900	453,300	515,900
	22	335,000	403,900	455,600	517,700
	23	338,400	405,500	457,800	519,500
	24	341,700	407,100	459,800	521,300
	25	345,000	408,800	462,100	522,900
	26	347,500	411,000	464,300	524,700
	27	350,000	413,100	466,600	526,500
	28	352,300	415,100	468,700	528,300
	29	354,400	417,200	470,900	529,900
	30	356,100	419,300	473,200	531,700
	31	357,800	420,900	475,300	533,500
	32	359,600	422,600	477,100	535,300
	33	361,500	424,500	479,200	536,900
	34	363,700	426,000	481,300	538,700
	35	365,800	427,800	483,300	540,400
	36	367,800	429,600	485,400	542,100
	37	369,700	431,500	487,100	543,700
	38	371,900	433,500	488,900	545,300
	39	374,000	435,300	490,700	546,700
	40	376,000	437,200	492,300	548,300

41	378,000	439,000	494,100	549,800
42	378,700	440,700	495,900	551,200
43	379,300	442,400	497,500	552,600
44	380,000	444,200	498,900	553,900
45	380,900	446,000	500,600	555,100
46	382,200	447,800	502,400	556,100
47	383,500	449,500	504,100	557,100
48	384,800	451,200	505,600	558,100
49	385,600	452,800	506,900	559,100
50	386,400	454,500	508,200	560,000
51	387,200	456,200	509,500	560,900
52	387,700	457,900	510,500	561,800
53	388,500	459,800	511,800	562,600
54	389,300	461,000	513,100	563,500
55	390,000	462,200	514,400	564,400
56	390,700	463,400	515,400	565,300
57	391,400	464,400	516,200	566,200
58	392,300	465,400	517,000	567,100
59	393,000	466,300	517,800	568,000
60	393,600	467,100	518,700	568,700
61	394,100	467,900	519,500	569,600
62	394,600	468,600	520,400	570,500
63	395,000	469,300	521,200	571,400
64	395,400	469,900	522,100	572,300
65	395,700	470,600	523,000	573,200
66		471,300	523,700	
67		471,900	524,600	
68		472,500	525,500	
69		472,800	526,300	
70		473,400	527,200	
71		474,100	528,100	
72		474,800	528,900	
73		475,200	529,800	
74		475,800	530,700	
75		476,500	531,400	
76		477,200	532,200	
77		477,600	533,100	
78		478,200	534,000	
79		478,800	534,900	
80		479,300	535,700	

	81		479,900	536,600	
	82		480,400	537,500	
	83		480,900	538,400	
	84		481,400	539,200	
	85		481,800	540,100	
	86		482,400	541,000	
	87		482,800	541,900	
	88		483,300	542,700	
	89		483,800		
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200

13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800

53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000	
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300	
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600	
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900	
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200	
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500	
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900	
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100	
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400	
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700	
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000	
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200	
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900		
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600		
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200		
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600		
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100		
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600		
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100		
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700		
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200		
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800		
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400		
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900		
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400		
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900		
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400		
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700		
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200		
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600		
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000		
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400		
86		290, 700	326, 500	347, 300			
87		290, 900	326, 700	347, 600			
88		291, 100	327, 000	347, 900			
89		291, 500	327, 400	348, 300			
90		291, 700	327, 800	348, 600			
91		291, 900	328, 200	349, 000			
92		292, 100	328, 600	349, 300			

	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000

間勤 務職 員以 外の 職員	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000

45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		

85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		

125	298,300	329,000	363,600			
126	298,500	329,300				
127	298,800	329,700				
128	299,200	329,900				
129	299,400	330,100				
130	299,700	330,300				
131	300,100	330,700				
132	300,500	330,900				
133	300,700	331,200				
134	301,000	331,600				
135	301,400	332,000				
136	301,700	332,400				
137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					

	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第3条関係）
教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	177,200	193,400	310,700	408,500
	2	178,700	195,500	313,300	410,000
	3	180,300	197,600	316,100	411,500
	4	181,800	199,800	318,500	412,900
	5	183,400	201,900	320,800	414,200
	6	185,300	204,000	322,900	415,600
	7	187,100	206,100	325,000	417,000
	8	189,000	208,200	327,100	418,400
	9	190,700	210,400	329,100	419,800
	10	192,800	212,800	331,300	421,200
	11	194,800	215,100	333,600	422,600
	12	196,800	217,300	335,900	423,900
	13	198,800	219,700	338,100	425,200
	14	200,900	221,400	339,900	426,600
	15	203,000	222,900	341,700	428,000
	16	205,100	224,400	343,400	429,400
	17	207,300	226,100	345,100	430,600
	18	209,400	227,400	347,100	431,900
	19	211,600	228,600	349,100	433,100
	20	213,500	229,900	351,100	434,400

21	215,700	231,600	353,100	435,500
22	217,300	233,300	354,700	436,700
23	218,800	235,000	356,300	438,000
24	220,300	236,600	357,800	439,300
25	221,800	238,100	359,300	440,600
26	222,900	240,100	361,100	441,800
27	224,000	242,000	362,800	442,800
28	225,200	243,900	364,500	443,900
29	226,700	245,600	366,100	445,100
30	228,200	248,000	367,700	445,900
31	229,700	250,400	369,300	446,700
32	231,200	252,800	370,800	447,600
33	232,500	255,200	372,100	448,500
34	234,100	257,600	373,600	449,000
35	235,800	259,900	375,100	449,500
36	237,200	262,100	376,800	450,000
37	238,500	264,300	378,500	450,500
38	239,900	266,500	380,000	
39	241,300	268,900	381,300	
40	242,700	271,000	382,700	
41	244,000	273,300	383,800	
42	245,300	275,600	385,200	
43	246,500	277,800	386,600	
44	247,800	279,900	388,100	
45	249,100	282,000	389,500	
46	250,400	284,200	391,100	
47	251,600	286,300	392,600	
48	252,700	288,200	394,100	
49	253,800	290,300	395,400	
50	255,100	292,000	396,900	
51	256,400	293,800	398,300	
52	257,400	295,500	399,600	
53	258,500	296,800	400,800	
54	259,900	298,800	402,100	
55	260,900	300,700	403,200	
56	261,900	302,700	404,300	
57	262,900	304,700	405,500	
58	263,900	306,800	406,700	
59	264,900	309,000	407,900	
60	265,900	311,200	409,100	

61	266,800	313,300	410,200
62	267,500	315,600	411,200
63	268,200	317,800	412,500
64	268,800	319,900	413,700
65	269,500	322,000	414,900
66	270,700	323,500	416,000
67	271,800	325,000	417,100
68	272,900	326,500	418,200
69	274,200	328,200	419,200
70	275,600	330,200	420,400
71	276,800	332,200	421,600
72	278,000	334,100	422,800
73	278,800	335,900	423,400
74	279,700	337,900	424,200
75	280,700	339,800	424,900
76	281,700	341,700	425,400
77	282,600	343,400	425,700
78	283,600	345,200	426,100
79	284,700	346,900	426,500
80	285,500	348,600	426,900
81	286,300	350,400	427,200
82	287,100	352,100	427,600
83	287,900	353,500	428,000
84	288,700	355,100	428,300
85	289,600	356,300	428,600
86	290,400	357,900	429,000
87	291,100	359,400	429,400
88	291,900	360,900	429,700
89	292,800	362,200	430,000
90	293,700	363,500	430,300
91	294,600	364,800	430,600
92	295,300	366,200	430,800
93	295,600	367,600	431,000
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	

101	301,400	375,900
102	301,800	376,900
103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900
137		401,200
138		401,500
139		401,800
140		402,100

	141			402,400	
	142			402,700	
	143			403,000	
	144			403,300	
	145			403,500	
	146			403,800	
	147			404,100	
	148			404,300	
	149			404,500	
	150			404,800	
	151			405,100	
	152			405,300	
	153			405,500	
	154			405,800	
	155			406,100	
	156			406,300	
	157			406,500	
定年前再任用短時間勤務職員		226,200	272,100	333,000	406,600

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務する教員に適用する。

別表第4（第3条関係）
福祉職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	176,900	223,400	264,400	284,900	304,000	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	305,800	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	307,600	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	309,300	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	311,000	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	312,800	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	314,700	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	316,500	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	318,300	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	320,300	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	322,300	343,200	389,700

12	191,000	240,700	277,600	303,200	324,200	345,200	392,300
13	192,400	242,000	278,500	304,400	325,700	347,000	394,600
14	193,700	243,300	279,700	306,500	327,700	349,000	396,900
15	195,100	244,600	281,000	308,500	329,700	350,900	399,100
16	196,400	245,800	282,300	310,400	331,600	352,800	401,400
17	197,800	247,000	283,600	312,300	333,400	354,500	403,200
18	199,100	248,200	285,200	314,000	335,200	356,500	405,100
19	200,400	249,300	286,800	315,600	336,900	358,300	407,000
20	201,500	250,300	288,200	317,300	338,700	360,200	408,800
21	202,500	251,000	289,400	319,000	340,500	362,100	410,600
22	204,100	252,100	291,100	321,100	342,500	364,000	412,400
23	205,700	253,300	292,400	323,100	344,500	365,900	414,200
24	207,100	254,400	293,900	324,900	346,300	367,800	416,000
25	208,700	255,600	295,600	326,800	348,200	369,700	417,600
26	210,100	257,200	296,900	328,700	350,100	371,600	419,100
27	211,500	258,700	298,400	330,500	352,000	373,500	420,600
28	212,900	260,200	299,900	332,300	353,800	375,400	422,100
29	214,600	261,600	300,900	334,100	355,500	376,900	423,600
30	215,800	262,800	302,100	336,100	357,400	378,700	424,900
31	217,200	263,900	303,500	338,000	359,200	380,500	426,200
32	218,300	265,200	304,700	339,900	361,000	382,100	427,400
33	219,400	266,300	305,900	341,500	362,600	383,800	428,600
34	220,700	267,300	307,400	343,400	364,300	385,200	429,900
35	221,900	268,500	308,700	345,100	365,800	386,600	431,200
36	222,900	269,500	310,100	346,800	367,400	388,000	432,400
37	223,900	270,500	311,600	348,000	368,700	389,400	433,600
38	225,000	271,700	313,000	349,900	370,200	390,600	434,400
39	226,100	272,700	314,400	351,800	371,800	391,800	435,200
40	227,100	273,800	315,900	353,600	373,200	392,800	436,000
41	228,000	274,900	317,200	355,500	374,700	393,900	436,600
42	228,700	276,200	318,700	357,300	376,200	395,100	437,300
43	229,500	277,700	320,200	359,000	377,600	396,200	438,000
44	230,300	279,000	321,500	360,700	379,000	397,300	438,700
45	231,000	280,400	322,500	362,400	380,200	398,000	439,500
46	231,800	281,800	323,700	363,800	381,200	398,700	440,300
47	232,700	283,200	324,900	365,200	382,300	399,400	440,700
48	233,400	284,600	326,100	366,600	383,300	400,100	441,400
49	234,000	286,000	327,100	367,600	384,100	400,700	441,900
50	234,900	287,200	328,100	368,700	385,000	401,300	442,300
51	235,900	288,400	328,900	369,700	385,700	401,800	442,700

52	236,600	289,700	329,900	370,800	386,500	402,200	443,100
53	237,000	290,700	330,600	371,500	387,000	402,600	443,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100	387,500	402,900	443,900
55	238,600	292,900	332,000	372,800	388,000	403,200	444,300
56	239,200	293,900	332,800	373,600	388,500	403,500	444,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400	389,100	403,800	444,900
58	240,600	296,400	333,900	375,200	389,600	404,100	445,300
59	241,300	297,700	334,500	376,000	390,200	404,400	445,600
60	241,900	299,000	335,000	376,700	390,700	404,700	445,900
61	242,500	300,100	335,400	377,500	391,200	405,000	446,200
62	243,000	301,500	335,600	378,200	391,700	405,300	
63	243,500	302,700	336,100	378,900	392,200	405,600	
64	244,000	304,100	336,600	379,500	392,700	405,900	
65	244,600	305,200	336,900	379,800	393,000	406,200	
66	245,400	306,400	337,300	380,400	393,400	406,500	
67	246,300	307,500	337,800	381,000	393,900	406,800	
68	247,000	308,600	338,200	381,700	394,400	407,100	
69	247,900	309,300	338,700	382,100	394,700	407,300	
70	248,800	310,400	339,200	382,800	395,200	407,600	
71	249,600	311,600	339,600	383,400	395,600	407,900	
72	250,200	312,800	340,100	384,000	396,000	408,100	
73	250,800	314,100	340,300	384,400	396,300	408,300	
74	251,700	314,800	340,800	385,000	396,800	408,600	
75	252,500	315,400	341,300	385,600	397,200	408,900	
76	253,200	316,000	341,700	386,200	397,600	409,100	
77	253,900	316,700	342,000	386,600	397,900	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100			
79	255,700	318,000	342,900	387,600			
80	256,300	318,600	343,300	388,200			
81	257,000	318,900	343,500	388,700			
82	257,500	319,200	343,800	389,100			
83	258,100	319,800	344,300	389,500			
84	258,700	320,100	344,700	389,900			
85	259,300	320,400	345,000	390,100			
86	260,100	320,700	345,300	390,300			
87	260,800	321,000	345,800	390,600			
88	261,500	321,300	346,200	390,900			
89	262,000	321,700	346,500	391,100			
90	262,800	322,100	346,900	391,400			
91	263,600	322,400	347,300	391,700			

92	264,300	322,600	347,500	391,900
93	264,700	323,100	347,800	392,100
94	265,200	323,500		
95	265,700	323,700		
96	266,400	324,100		
97	267,100	324,500		
98	267,800	324,900		
99	268,500	325,300		
100	269,200	325,600		
101	269,600	325,800		
102	270,100	326,100		
103	270,500	326,400		
104	270,900	326,700		
105	271,100	327,100		
106	271,300	327,300		
107	271,600	327,600		
108	271,900	328,000		
109	272,200	328,400		
110	272,500	328,700		
111	272,800	329,100		
112	273,000	329,400		
113	273,300	329,700		
114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			

	132	279,400						
	133	279,600						
	134	279,900						
	135	280,300						
	136	280,600						
	137	280,800						
	138	281,100						
	139	281,400						
	140	281,700						
	141	281,900						
	142	282,100						
	143	282,300						
	144	282,600						
	145	283,000						
	146	283,200						
	147	283,500						
	148	283,800						
	149	284,100						
	150	284,300						
	151	284,600						
	152	284,800						
	153	285,100						
定年前再任用短時間勤務職員		202,500	242,000	256,300	289,400	302,800	316,200	358,000

備考 この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事する職員に適用する。

別表第5（第3条関係）

幼児教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	1	176,900	223,400	264,400	284,900	304,000	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	305,800	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	307,600	327,500	370,500

短時間勤務職員以外の職員	4	180,500	228,600	268,700	289,100	309,300	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	311,000	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	312,800	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	314,700	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	316,500	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	318,300	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	320,300	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	322,300	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	324,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	325,700	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	327,700	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	329,700	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	331,600	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	333,400	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	335,200	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	336,900	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	338,700	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	340,500	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	342,500	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	344,500	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	346,300	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	348,200	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	350,100	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	352,000	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	353,800	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	355,500	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	357,400	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	359,200	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	361,000	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	362,600	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	364,300	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	365,800	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	367,400	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	368,700	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	370,200	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	371,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	373,200	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	374,700	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	376,200	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	377,600	396,200	438,000

44	230,300	279,000	321,500	360,700	379,000	397,300	438,700
45	231,000	280,400	322,500	362,400	380,200	398,000	439,500
46	231,800	281,800	323,700	363,800	381,200	398,700	440,300
47	232,700	283,200	324,900	365,200	382,300	399,400	440,700
48	233,400	284,600	326,100	366,600	383,300	400,100	441,400
49	234,000	286,000	327,100	367,600	384,100	400,700	441,900
50	234,900	287,200	328,100	368,700	385,000	401,300	442,300
51	235,900	288,400	328,900	369,700	385,700	401,800	442,700
52	236,600	289,700	329,900	370,800	386,500	402,200	443,100
53	237,000	290,700	330,600	371,500	387,000	402,600	443,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100	387,500	402,900	443,900
55	238,600	292,900	332,000	372,800	388,000	403,200	444,300
56	239,200	293,900	332,800	373,600	388,500	403,500	444,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400	389,100	403,800	444,900
58	240,600	296,400	333,900	375,200	389,600	404,100	445,300
59	241,300	297,700	334,500	376,000	390,200	404,400	445,600
60	241,900	299,000	335,000	376,700	390,700	404,700	445,900
61	242,500	300,100	335,400	377,500	391,200	405,000	446,200
62	243,000	301,500	335,600	378,200	391,700	405,300	
63	243,500	302,700	336,100	378,900	392,200	405,600	
64	244,000	304,100	336,600	379,500	392,700	405,900	
65	244,600	305,200	336,900	379,800	393,000	406,200	
66	245,400	306,400	337,300	380,400	393,400	406,500	
67	246,300	307,500	337,800	381,000	393,900	406,800	
68	247,000	308,600	338,200	381,700	394,400	407,100	
69	247,900	309,300	338,700	382,100	394,700	407,300	
70	248,800	310,400	339,200	382,800	395,200	407,600	
71	249,600	311,600	339,600	383,400	395,600	407,900	
72	250,200	312,800	340,100	384,000	396,000	408,100	
73	250,800	314,100	340,300	384,400	396,300	408,300	
74	251,700	314,800	340,800	385,000	396,800	408,600	
75	252,500	315,400	341,300	385,600	397,200	408,900	
76	253,200	316,000	341,700	386,200	397,600	409,100	
77	253,900	316,700	342,000	386,600	397,900	409,300	
78	254,800	317,400	342,400	387,100	398,300	409,600	
79	255,700	318,000	342,900	387,600	398,700	409,900	
80	256,300	318,600	343,300	388,200	399,100	410,100	
81	257,000	318,900	343,500	388,700	399,500	410,300	
82	257,500	319,200	343,800	389,100	399,800	410,600	
83	258,100	319,800	344,300	389,500	400,200	410,900	

84	258,700	320,100	344,700	389,900	400,500	411,100
85	259,300	320,400	345,000	390,100	400,700	411,300
86	260,100	320,700	345,300	390,300	400,900	411,600
87	260,800	321,000	345,800	390,600	401,200	411,900
88	261,500	321,300	346,200	390,900	401,500	412,100
89	262,000	321,700	346,500	391,100	401,700	412,300
90	262,800	322,100	346,900	391,400	402,000	412,600
91	263,600	322,400	347,300	391,700	402,300	412,900
92	264,300	322,600	347,500	391,900	402,500	413,100
93	264,700	323,100	347,800	392,100	402,700	413,300
94	265,200	323,500	348,200	392,400	403,000	413,600
95	265,700	323,700	348,600	392,700	403,300	413,900
96	266,400	324,100	348,800	392,900	403,500	414,100
97	267,100	324,500	349,100	393,100	403,700	414,300
98	267,800	324,900	349,500	393,400	404,000	414,600
99	268,500	325,300	349,900	393,700	404,300	414,900
100	269,200	325,600	350,100	393,900	404,500	415,100
101	269,600	325,800	350,400	394,100	404,700	415,300
102	270,100	326,100	350,800	394,400	405,000	415,600
103	270,500	326,400	351,200	394,700	405,300	415,900
104	270,900	326,700	351,400	394,900	405,500	416,100
105	271,100	327,100	351,700	395,100	405,700	416,300
106	271,300	327,300	352,100	395,400	406,000	416,600
107	271,600	327,600	352,500	395,700	406,300	416,900
108	271,900	328,000	352,700	395,900	406,500	417,100
109	272,200	328,400	353,000	396,100	406,700	417,300
110	272,500	328,700	353,400	396,400	407,000	417,600
111	272,800	329,100	353,800	396,700	407,300	417,900
112	273,000	329,400	354,000	396,900	407,500	418,100
113	273,300	329,700	354,300	397,100	407,700	418,300
114	273,600	330,100	354,700	397,400	408,000	418,600
115	273,900	330,400	355,100	397,700	408,300	418,900
116	274,300	330,600	355,300		408,500	419,100
117	274,600	330,800	355,600		408,700	
118	274,900	331,100	356,000		409,000	
119	275,300	331,500	356,400		409,300	
120	275,700	331,900	356,600		409,500	
121	275,900	332,100	356,900		409,700	
122	276,100		357,300		410,000	
123	276,500		357,700		410,300	

	124	276,800			357,900		410,500	
	125	277,000			358,200		410,700	
	126	277,300			358,600			
	127	277,700			359,000			
	128	278,100			359,200			
	129	278,300			359,500			
	130	278,700			359,900			
	131	279,100			360,300			
	132	279,400			360,500			
	133	279,600			360,800			
	134	279,900			361,200			
	135	280,300			361,600			
	136	280,600			361,800			
	137	280,800			362,100			
	138	281,100			362,500			
	139	281,400			362,900			
	140	281,700			363,100			
	141	281,900			363,400			
	142	282,100			363,800			
	143	282,300			364,200			
	144	282,600			364,400			
	145	283,000			364,700			
	146	283,200			365,100			
	147	283,500			365,500			
	148	283,800			365,700			
	149	284,100			366,000			
	150	284,300			366,400			
	151	284,600			366,800			
	152	284,800			367,000			
	153	285,100			367,300			
定年前再任用短時間勤務職員		202,500	242,000	256,300	289,400	302,800	316,200	358,000

備考 この表は、保育士及び幼稚園教諭に適用する。

第2条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する

場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」」に改める。

第16条の2第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年長浜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

(長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年長浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「フルタイム職員」を「フルタイム会計年度任用職員」に改め、同条第4項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改める。

第5条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、第4項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第16条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間におけるその勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員に

あつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第26条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第26条の2 第16条の2の規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第16条の2第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

(単位:円)

職務の級 号俸	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700

23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000

63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400

103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

（単位：円）

職務の級 号俸	1級	2級
	給料月額	給料月額
1		346,600
2	267,200	349,600
3	269,600	352,400
4	272,000	355,300
5	274,100	357,800
6	277,600	360,800
7	281,100	363,800

8	284,500	366,600
9	288,100	368,700
10	291,600	371,200
11	295,200	373,900
12	298,700	376,400
13	302,200	379,100
14	306,100	382,500
15	310,000	385,500
16	313,600	388,800
17	317,200	391,800
18	320,700	394,400
19	324,200	396,800
20	327,700	399,300
21	331,300	401,900
22	335,000	403,900
23	338,400	405,500
24	341,700	407,100
25	345,000	408,800
26	347,500	411,000
27	350,000	413,100
28	352,300	415,100
29	354,400	417,200
30	356,100	419,300
31	357,800	420,900
32	359,600	422,600
33	361,500	424,500
34	363,700	426,000
35	365,800	427,800
36	367,800	429,600
37	369,700	431,500
38	371,900	433,500
39	374,000	435,300
40	376,000	437,200
41	378,000	439,000

42	378,700	440,700
43	379,300	442,400
44	380,000	444,200
45	380,900	446,000
46	382,200	447,800
47	383,500	449,500
48	384,800	451,200
49	385,600	452,800
50	386,400	454,500
51	387,200	456,200
52	387,700	457,900
53	388,500	459,800
54	389,300	461,000
55	390,000	462,200
56	390,700	463,400
57	391,400	464,400
58	392,300	465,400
59	393,000	466,300
60	393,600	467,100
61	394,100	467,900
62	394,600	468,600
63	395,000	469,300
64	395,400	469,900
65	395,700	470,600
66		471,300
67		471,900
68		472,500
69		472,800
70		473,400
71		474,100
72		474,800
73		475,200
74		475,800
75		476,500

76		477,200
77		477,600
78		478,200
79		478,800
80		479,300
81		479,900
82		480,400
83		480,900
84		481,400
85		481,800
86		482,400
87		482,800
88		483,300
89		483,800
90		484,400
91		485,000
92		485,400
93		485,900
94		486,500
95		487,100
96		487,600
97		488,100

備考 この表は、診療所に勤務するフルタイム会計年度任用職員の医師及び歯科医師
で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

（単位：円）

職務の級 号俸	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	167,200	202,800
2	168,600	204,400
3	170,000	205,900
4	171,400	207,300
5	172,700	208,800
6	174,500	210,000

7	176,200	211,200
8	177,800	212,400
9	179,400	213,800
10	181,100	215,300
11	182,700	216,800
12	184,600	218,300
13	186,000	219,700
14	187,800	221,200
15	189,800	222,700
16	191,600	224,200
17	193,500	225,500
18	194,700	226,800
19	196,200	228,200
20	197,600	229,500
21	198,800	230,600
22	200,300	231,700
23	201,700	232,800
24	203,000	233,900
25	204,600	235,000
26	205,600	236,200
27	206,700	237,400
28	207,800	238,500
29	209,000	239,500
30	210,100	240,800
31	211,200	242,200
32	212,300	243,400
33	213,700	244,400
34	215,000	245,700
35	216,300	246,600
36	217,500	247,800
37	218,500	249,000
38	219,500	250,100
39	220,500	251,100
40	221,500	252,100

41	222, 400	253, 000
42	223, 200	253, 800
43	224, 000	254, 600
44	224, 900	255, 400
45	225, 800	256, 200
46	226, 700	257, 400
47	227, 600	258, 600
48	228, 500	259, 700
49	229, 200	261, 000
50	230, 100	262, 300
51	231, 000	263, 400
52	231, 800	264, 400
53	232, 100	265, 400
54	232, 900	266, 500
55	233, 500	267, 600
56	234, 200	268, 700
57	234, 800	269, 400
58	235, 400	270, 500
59	235, 900	271, 600
60	236, 400	272, 500
61	237, 000	273, 300
62	237, 500	274, 300
63	238, 000	275, 200
64	238, 600	276, 100
65	239, 100	276, 900
66	239, 600	277, 900
67	240, 200	278, 800
68	240, 700	279, 700
69	241, 200	280, 600
70	241, 700	281, 600
71	242, 100	282, 700
72	242, 600	283, 700
73	243, 100	284, 300
74	243, 600	284, 800

75	244,100	285,300
76	244,600	286,100
77	244,900	286,900
78	245,200	287,500
79	245,500	288,100
80	245,700	288,600
81	245,900	289,100
82	246,200	289,600
83	246,500	290,000
84	246,700	290,300
85	246,900	290,500
86		290,700
87		290,900
88		291,100
89		291,500
90		291,700
91		291,900
92		292,100
93		292,500
94		292,700
95		292,900
96		293,200
97		293,500
98		293,700
99		293,900
100		294,200
101		294,500
102		294,700
103		294,900
104		295,200
105		295,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

(単位：円)

職務の級 号俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900

32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500
39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000

66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600
83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200

100	288,300	319,800
101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200
110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300
116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000
126	298,500	329,300
127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300
131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200

134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	
167	310,900	

168	311,200
169	311,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の助産師、看護師及び准看護師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	177,200	193,400
2	178,700	195,500
3	180,300	197,600
4	181,800	199,800
5	183,400	201,900
6	185,300	204,000
7	187,100	206,100
8	189,000	208,200
9	190,700	210,400
10	192,800	212,800
11	194,800	215,100
12	196,800	217,300
13	198,800	219,700
14	200,900	221,400
15	203,000	222,900
16	205,100	224,400
17	207,300	226,100
18	209,400	227,400
19	211,600	228,600
20	213,500	229,900
21	215,700	231,600
22	217,300	233,300
23	218,800	235,000
24	220,300	236,600
25	221,800	238,100

26	222, 900	240, 100
27	224, 000	242, 000
28	225, 200	243, 900
29	226, 700	245, 600
30	228, 200	248, 000
31	229, 700	250, 400
32	231, 200	252, 800
33	232, 500	255, 200
34	234, 100	257, 600
35	235, 800	259, 900
36	237, 200	262, 100
37	238, 500	264, 300
38	239, 900	266, 500
39	241, 300	268, 900
40	242, 700	271, 000
41	244, 000	273, 300
42	245, 300	275, 600
43	246, 500	277, 800
44	247, 800	279, 900
45	249, 100	282, 000
46	250, 400	284, 200
47	251, 600	286, 300
48	252, 700	288, 200
49	253, 800	290, 300
50	255, 100	292, 000
51	256, 400	293, 800
52	257, 400	295, 500
53	258, 500	296, 800
54	259, 900	298, 800
55	260, 900	300, 700
56	261, 900	302, 700
57	262, 900	304, 700
58	263, 900	306, 800
59	264, 900	309, 000

60	265,900	311,200
61	266,800	313,300
62	267,500	315,600
63	268,200	317,800
64	268,800	319,900
65	269,500	322,000
66	270,700	323,500
67	271,800	325,000
68	272,900	326,500
69	274,200	328,200
70	275,600	330,200
71	276,800	332,200
72	278,000	334,100
73	278,800	335,900
74	279,700	337,900
75	280,700	339,800
76	281,700	341,700
77	282,600	343,400
78	283,600	345,200
79	284,700	346,900
80	285,500	348,600
81	286,300	350,400
82	287,100	352,100
83	287,900	353,500
84	288,700	355,100
85	289,600	356,300
86	290,400	357,900
87	291,100	359,400
88	291,900	360,900
89	292,800	362,200
90	293,700	363,500
91	294,600	364,800
92	295,300	366,200
93	295,600	367,600

94	296,300	368,900
95	297,000	370,100
96	297,700	371,200
97	298,400	372,200
98	299,200	373,200
99	300,000	374,200
100	300,700	375,100
101	301,400	375,900
102	301,800	376,900
103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800

128	397,400
129	398,100
130	398,700
131	399,200
132	399,700
133	400,000
134	400,300
135	400,600
136	400,900
137	401,200
138	401,500
139	401,800
140	402,100
141	402,400
142	402,700
143	403,000
144	403,300
145	403,500
146	403,800
147	404,100
148	404,300
149	404,500
150	404,800
151	405,100
152	405,300
153	405,500
154	405,800
155	406,100
156	406,300
157	406,500

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務するフルタイム会計年度任用職員の教員等で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

福祉職給料表

(単位：円)

職務の級 号俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	176,900	223,400
2	178,100	225,100
3	179,300	226,900
4	180,500	228,600
5	181,400	230,300
6	182,900	232,000
7	184,300	233,700
8	185,700	235,000
9	186,800	236,700
10	188,200	238,200
11	189,600	239,500
12	191,000	240,700
13	192,400	242,000
14	193,700	243,300
15	195,100	244,600
16	196,400	245,800
17	197,800	247,000
18	199,100	248,200
19	200,400	249,300
20	201,500	250,300
21	202,500	251,000
22	204,100	252,100
23	205,700	253,300
24	207,100	254,400
25	208,700	255,600
26	210,100	257,200
27	211,500	258,700
28	212,900	260,200
29	214,600	261,600
30	215,800	262,800
31	217,200	263,900

32	218,300	265,200
33	219,400	266,300
34	220,700	267,300
35	221,900	268,500
36	222,900	269,500
37	223,900	270,500
38	225,000	271,700
39	226,100	272,700
40	227,100	273,800
41	228,000	274,900
42	228,700	276,200
43	229,500	277,700
44	230,300	279,000
45	231,000	280,400
46	231,800	281,800
47	232,700	283,200
48	233,400	284,600
49	234,000	286,000
50	234,900	287,200
51	235,900	288,400
52	236,600	289,700
53	237,000	290,700
54	238,000	291,800
55	238,600	292,900
56	239,200	293,900
57	239,900	295,100
58	240,600	296,400
59	241,300	297,700
60	241,900	299,000
61	242,500	300,100
62	243,000	301,500
63	243,500	302,700
64	244,000	304,100
65	244,600	305,200

66	245,400	306,400
67	246,300	307,500
68	247,000	308,600
69	247,900	309,300
70	248,800	310,400
71	249,600	311,600
72	250,200	312,800
73	250,800	314,100
74	251,700	314,800
75	252,500	315,400
76	253,200	316,000
77	253,900	316,700
78	254,800	317,400
79	255,700	318,000
80	256,300	318,600
81	257,000	318,900
82	257,500	319,200
83	258,100	319,800
84	258,700	320,100
85	259,300	320,400
86	260,100	320,700
87	260,800	321,000
88	261,500	321,300
89	262,000	321,700
90	262,800	322,100
91	263,600	322,400
92	264,300	322,600
93	264,700	323,100
94	265,200	323,500
95	265,700	323,700
96	266,400	324,100
97	267,100	324,500
98	267,800	324,900
99	268,500	325,300

100	269, 200	325, 600
101	269, 600	325, 800
102	270, 100	326, 100
103	270, 500	326, 400
104	270, 900	326, 700
105	271, 100	327, 100
106	271, 300	327, 300
107	271, 600	327, 600
108	271, 900	328, 000
109	272, 200	328, 400
110	272, 500	328, 700
111	272, 800	329, 100
112	273, 000	329, 400
113	273, 300	329, 700
114	273, 600	330, 100
115	273, 900	330, 400
116	274, 300	330, 600
117	274, 600	330, 800
118	274, 900	331, 100
119	275, 300	331, 500
120	275, 700	331, 900
121	275, 900	332, 100
122	276, 100	
123	276, 500	
124	276, 800	
125	277, 000	
126	277, 300	
127	277, 700	
128	278, 100	
129	278, 300	
130	278, 700	
131	279, 100	
132	279, 400	
133	279, 600	

134	279,900
135	280,300
136	280,600
137	280,800
138	281,100
139	281,400
140	281,700
141	281,900
142	282,100
143	282,300
144	282,600
145	283,000
146	283,200
147	283,500
148	283,800
149	284,100
150	284,300
151	284,600
152	284,800
153	285,100

備考 この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）
 幼児教育職給料表

（単位：円）

職務の級 号俸	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	176,900	223,400
2	178,100	225,100
3	179,300	226,900
4	180,500	228,600
5	181,400	230,300
6	182,900	232,000
7	184,300	233,700

8	185,700	235,000
9	186,800	236,700
10	188,200	238,200
11	189,600	239,500
12	191,000	240,700
13	192,400	242,000
14	193,700	243,300
15	195,100	244,600
16	196,400	245,800
17	197,800	247,000
18	199,100	248,200
19	200,400	249,300
20	201,500	250,300
21	202,500	251,000
22	204,100	252,100
23	205,700	253,300
24	207,100	254,400
25	208,700	255,600
26	210,100	257,200
27	211,500	258,700
28	212,900	260,200
29	214,600	261,600
30	215,800	262,800
31	217,200	263,900
32	218,300	265,200
33	219,400	266,300
34	220,700	267,300
35	221,900	268,500
36	222,900	269,500
37	223,900	270,500
38	225,000	271,700
39	226,100	272,700
40	227,100	273,800
41	228,000	274,900

42	228,700	276,200
43	229,500	277,700
44	230,300	279,000
45	231,000	280,400
46	231,800	281,800
47	232,700	283,200
48	233,400	284,600
49	234,000	286,000
50	234,900	287,200
51	235,900	288,400
52	236,600	289,700
53	237,000	290,700
54	238,000	291,800
55	238,600	292,900
56	239,200	293,900
57	239,900	295,100
58	240,600	296,400
59	241,300	297,700
60	241,900	299,000
61	242,500	300,100
62	243,000	301,500
63	243,500	302,700
64	244,000	304,100
65	244,600	305,200
66	245,400	306,400
67	246,300	307,500
68	247,000	308,600
69	247,900	309,300
70	248,800	310,400
71	249,600	311,600
72	250,200	312,800
73	250,800	314,100
74	251,700	314,800
75	252,500	315,400

76	253,200	316,000
77	253,900	316,700
78	254,800	317,400
79	255,700	318,000
80	256,300	318,600
81	257,000	318,900
82	257,500	319,200
83	258,100	319,800
84	258,700	320,100
85	259,300	320,400
86	260,100	320,700
87	260,800	321,000
88	261,500	321,300
89	262,000	321,700
90	262,800	322,100
91	263,600	322,400
92	264,300	322,600
93	264,700	323,100
94	265,200	323,500
95	265,700	323,700
96	266,400	324,100
97	267,100	324,500
98	267,800	324,900
99	268,500	325,300
100	269,200	325,600
101	269,600	325,800
102	270,100	326,100
103	270,500	326,400
104	270,900	326,700
105	271,100	327,100
106	271,300	327,300
107	271,600	327,600
108	271,900	328,000
109	272,200	328,400

110	272, 500	328, 700
111	272, 800	329, 100
112	273, 000	329, 400
113	273, 300	329, 700
114	273, 600	330, 100
115	273, 900	330, 400
116	274, 300	330, 600
117	274, 600	330, 800
118	274, 900	331, 100
119	275, 300	331, 500
120	275, 700	331, 900
121	275, 900	332, 100
122	276, 100	
123	276, 500	
124	276, 800	
125	277, 000	
126	277, 300	
127	277, 700	
128	278, 100	
129	278, 300	
130	278, 700	
131	279, 100	
132	279, 400	
133	279, 600	
134	279, 900	
135	280, 300	
136	280, 600	
137	280, 800	
138	281, 100	
139	281, 400	
140	281, 700	
141	281, 900	
142	282, 100	
143	282, 300	

144	282,600
145	283,000
146	283,200
147	283,500
148	283,800
149	284,100
150	284,300
151	284,600
152	284,800
153	285,100

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員の保育士及び幼稚園教諭で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長浜市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）及び第4条の規定による改正後の長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（同項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長浜市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第4条の規定による改正前の長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条の2」を「第39条の3」に改める。

第13条中「及び第32条の3」を「、第32条の3及び第32条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第15条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第22条の2中「及び第32条の3」を「、第32条の3及び第32条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第23条中「第32条」の次に「及び第32条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第31条第1項中「（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「第32条第1項各号」の次に「（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第32条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第17条若しくは第21条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第32条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、「特例対象被保険者等となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、同条第2項中「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第32条の3第1項に定める第17条若しくは第21条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第32条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第32条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は

第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第39条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第22条の3又は第22条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第22条の5第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第17条第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第22条の3又は第22条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第17条第2項」とあるのは「第22条の5第2項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第18条」とあるのは「第24条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第17条第2項」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

第6章中第39条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第39条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所
- (2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第32条の4の規定は、令和5年度の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部改正について

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市精神障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

(長浜市福祉医療費助成条例の一部改正)

第1条 長浜市福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第105号）の一部を次のように改正する。

本則中「重度心身障害者」を「重度障害者」に改める。

第2条第2号ウ中「身体」を削り、同号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条第3項に定める1級に該当するもの

エ 次のいずれにも該当する者

- (ア) 児童相談所又は更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者
- (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が政令第6条第3項に定める2級に該当するもの

第3条中「（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）」を「であって、他の市町村の公費負担医療の適用により医療費の助成を受けることができるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項第2号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、長浜市子ども医療費助成条例（令和4年長浜市条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、子ども医療費受給券の交付を受けた助成対象者が、当該受給券の有効期限後、引き続きこの条例の福祉医療費の助成を受けようとするときは、助成対象者としての要件を確認した上で、前項前段に規定する申請を省略して受給券を交付することができる。

第8条第1項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

第10条第2号ただし書中「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削る。

(長浜市精神障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 長浜市精神障害者医療費助成条例（平成18年長浜市条例第122号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長浜市精神障害者通院医療費助成条例

第1条中「精神障害老人の」の次に「精神障害の通院」を、「医療費」の次に「（以下「通院医療費」という。）」を加える。

第3条中「医療費」を「通院医療費」に改める。

第4条第1項中「助成対象者の医療（障害の程度が政令第6条第3項に定める2級に該当する助成対象者にあつては、精神障害の通院医療に限る。）に要する費用」を「通院医療費」に改め、同項ただし書中「、精神障害の通院医療に要する費用に係る助成については」を削り、同条第3項中「医療に要する費用」を「通院医療費」に改める。

第5条第1項中「医療費」を「通院医療費」に改め、同項第1号中「間の」を「間に」に改め、「受けた」の次に「精神障害の通院」を加え、同項第2号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第6条第2項、第7条及び第8条第2項中「医療費」を「通院医療費」に改める。

第9条第1項中「医療費」を「通院医療費」に改め、「受けた」の次に「精神障害の通院」を加える。

第10条第1項及び第11条から第13条までの規定中「医療費」を「通院医療費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（長浜市福祉医療費助成条例の一部改正に伴う準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の長浜市福祉医療費助成条例による第6条の規定による受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

（長浜市精神障害者医療費助成条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の長浜市精神障害者医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する受給券又は助成券の交付を受けている旧条例第2条第1号に規定する精神障害者（児）又は同条第2号に規定する精神障害老人がこの条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、第2条の規定による改正後の長浜市精神障害者通院医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正）

- 4 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表及び同条第3項の表中「長浜市精神障害者医療費助成条例」を「長浜市精神障害者通院医療費助成条例」に改める。

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部改正について

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する条例

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例（平成18年長浜市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市市民文化ホール条例の一部改正について

長浜市市民文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市市民文化ホール条例の一部を改正する条例

長浜市市民文化ホール条例（平成18年長浜市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第2 浅井文化ホールの項を次のように改める。

浅井文化ホール	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
---------	---

別表第2 長浜文化芸術会館の項を次のように改める。

長浜文化芸術会館	(1) 水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
----------	---

別表第2 木之本スティックホールの項を次のように改める。

木之本スティックホール	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
-------------	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市長浜城歴史博物館条例の一部改正について

長浜市長浜城歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市長浜城歴史博物館条例の一部を改正する条例

長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 号を第 3 号とし、同条第 1 号中「の」を削り、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市曳山博物館条例の一部改正について

長浜市曳山博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市曳山博物館条例の一部を改正する条例

長浜市曳山博物館条例（平成18年長浜市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「12月29日から翌年1月3日まで」を「次に掲げるとおり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条第1項に次の各号を加える。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

第4条第2項を削る。

第5条第3項中「特に必要がある」を「必要」に改める。

第18条第2項中「必要がある」を「必要」に改め、「に休館日」の次に「若しくは開館日」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

長浜市民スポーツ施設条例（平成18年長浜市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「休場日」を「休業日」に改める。

別表第3中

「

長浜市多目的競技場	<p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>
-----------	---

」

を
「

長浜市多目的競技場	<p>(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>
-----------	--

」

に、
「

長浜球場	<p>(1) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>
長浜市民庭球場	<p>(1) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。</p> <p>(2) 12月29日から翌年1月3日まで</p>

を
「

長浜球場	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
長浜市民庭球場	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで

に、
「

長浜市民体育館	(1) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
浅井体育館	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

を
「

長浜市民体育館	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
浅井体育館	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。

	(2) 12月29日から翌年1月3日まで
--	----------------------

に、
「

長浜市武徳殿	(1) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
長浜屋外運動場照明施設（西中）	(1) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (2) 11月1日から翌年3月31日まで (3) 学校教育に支障があると認められる日

を
「

長浜市武徳殿	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
長浜屋外運動場照明施設（西中）	(1) 火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 11月1日から翌年3月31日まで (3) 学校教育に支障があると認められる日

に、
「

浅井文化 スポーツ 公園	浅井ふれあいグラウンド	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とす
--------------------	-------------	---

		る。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
浅井球場		(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
テニスコート		(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
長浜市浅井B & G海洋センタープール		6月第3土曜日から8月31日以前の最後の日曜日までの日以外の日
長浜市浅井B & G海洋センター体育館		(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
野外ステージ		(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。

		(3) 12月29日から翌年1月3日まで
	艇庫	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。 (2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その日の直後の土曜日、日曜日、休日又は当該スポーツ施設の休業日でない日とする。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで

を
「

浅井文化 スポーツ 公園	浅井ふれあいグラウンド	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	浅井球場	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	テニスコート	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	長浜市浅井B & G海洋センタープール	6月第3土曜日から8月31日以前の最後の日曜日までの日以外の日
	長浜市浅井B & G海洋センター体育館	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	野外ステージ	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで
	艇庫	(1) 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項
第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第
1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を
「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中
「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に
改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改
め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)
中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第
1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中
「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理
大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項
中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」
に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」
を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項
中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」
に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2
項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項におい
て同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。
以下この項において同じ。）」と、「」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第
1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条
第1号」に改める。

第37条第1項中「」第27条」を「」第28条」に、「同省令第27条」を「同令第
31条」に、「同号」を「第42条第3項第1号」に、「同条」を「同令第33条」に改
め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

3 長浜市長	長浜市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（平成18年長浜市告示第90号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	長浜市就学援助費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）の規定による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

を

3 長浜市長	長浜市精神障害者医療費助成条例（平成18年長浜市条例第122号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 長浜市長	長浜市子ども医療費助成条例（令和4年長浜市条例第1号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 長浜市長	長浜市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（平成18年長浜市告示第90号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）の規定による給付に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

第3条第3項の表1長浜市長の部中

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）
--	-------------------------------------

を
「

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報

に改め、同部第4欄中「（昭和39年法律第129号）」を削り、「法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同部長浜市福祉医療費助成条例による助成に関する事務であって規則で定めるものの款に次のように加える。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報（法別表第2に規定する障害者自立支援給付関係情報をいう。以下同じ。）
---	---

第3条第3項の表中3長浜市長の部を5長浜市長の部とし、2長浜市長の部の次に次のように加える。

3 長浜市長	長浜市精神障害者医療費助成条例による助成に関する事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報
		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報

		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者自立支援給付関係情報
4 長浜市長	長浜市子ども医療費助成条例による助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者関係情報
		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報
		国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する	特別児童扶養手当関係

		事務であって主務省令で定めるもの	情報
--	--	------------------	----

第4条第1項の表中「長浜市就学援助費給付要綱」を「長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱」に、「就学援助に関する事務」を「給付に関する事務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について

長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

長浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成29年長浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長浜市農業委員会の委員の定数に関する条例

第1条中「及び第18条第2項」及び「及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」を削る。

第2条中「20人」を「37人」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年7月20日から施行する。

（長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1執行機関の委員の表農業委員会の部農地利用最適化推進委員の項を削る。

長浜市子ども医療費助成条例の一部改正について

長浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

長浜市子ども医療費助成条例（令和4年長浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第3条第2項第4号中「長浜市福祉医療費助成条例」を「第2条第1号アに規定する子どもにあっては、長浜市福祉医療費助成条例」に改め、同号ただし書を次のように改める。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める3級に該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者であること。

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める2級に該当するものであること。

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める4級に該当するものであること。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（助成の期間）

第8条 子ども医療費の助成は、助成対象者である子どもが6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る子ども医療費について行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、月の中途において本市の区域内に居住することとなった助成対象者に対する助成は、当該居住することとなった日からとする。ただし、第2条第1号イに規定する子どもにあっては、滋賀県内の他市町の公費負担医療の適用により、本市の区域内に居住することとなった日の属する月の末日まで医療費の助成が行われるときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月からとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長浜市子ども医療費助成条例による第5条の規定による受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

長浜市保育所条例の一部を改正する条例の廃止について

長浜市保育所条例の一部を改正する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市保育所条例の一部を改正する条例を廃止する条例

長浜市保育所条例の一部を改正する条例（令和5年長浜市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新市まちづくり計画の変更について

新市まちづくり計画を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定により効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

変更後	変更前
<p>第9章 財政計画</p> <p>1 財政運営の基本方針</p> <p>人口減少と少子高齢化が加速する中、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、<u>地方税収入をはじめとする歳入の予測及び歳出の見通しを長期的視点から検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」こととします。</u></p> <p>(1) 基本目標</p> <p>基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。</p> <p>① 財政の硬直化の回避</p> <p>財政の硬直化を防ぎ、求められる施</p>	<p>71ページ</p> <p>第9章 財政計画</p> <p>1 財政運営の基本方針</p> <p>人口減少と少子高齢化の急速な進展や社会保障と税の一体改革などの地方財政を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、歳入の予測と歳出の見通しを<u>中長期的な視点で検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」こととします。</u></p> <p>(1) 基本目標</p> <p>基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。</p> <p>① <u>財政規模の適正化</u></p> <p><u>合併特例措置終了後の適切な財政構造を見極め、歳入の確保や歳出の削減などにより、単年度の財政収支の黒字化を図りつつ、財政規模の適正化を進めます。</u></p> <p>② 財政の硬直化の回避</p> <p>財政の硬直化を防ぎ、求められる施</p>

変更後	変更前
<p>策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。</p> <p>② 適切な資産管理 公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。</p> <p>③ 将来負担額の削減 将来世代に過大な負担を強いることがないように、<u>健全で安定的な財政を保つため、計画的な繰上償還等による地方債残高の縮小を図ります。また、適切な金額を適切な基金に積み立て、将来予期される事業の財源として活用します。</u></p> <p>(2) 目標達成に向けた取組</p> <p>① 人件費の抑制 <u>定員管理基本方針に基づいて適正な定員管理を行うとともに、各種業務の民間委託やデジタルトランスフォーメーション等により人件費総額を削減します。</u></p> <p>② 物件費の抑制 <u>公共施設等の適正配置による管理経費を抑制するほか、各種委託業務については、その必要性や内容等について十分精査することで、物件費を削減します。</u> <u>また、公共施設等の運営については、各施設の実情に応じた管理形態を採用します。</u></p> <p>③ 補助費等の抑制 <u>補助金制度ガイドラインに基づき、補助金の公益上の必要性や効果等を検証・見直しを行うことで、補助費等を削減します。</u></p>	<p>策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。</p> <p>③ 適切な資産管理 公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。</p> <p>④ 将来負担額の削減 将来世代に過大な負担を強いることがないように、<u>基礎的財政収支の黒字化に努め、地方債残高の縮小を図ります。</u></p> <p>(2) 目標達成に向けた取組</p> <p>① 人件費の抑制 <u>会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2年度から物件費が減り人件費が増えるものの、令和3年度以降は、定員適正化計画に基づいて職員数の合理化を進めます。併せて、人件費総額の削減につながる方策の検討を進めます。</u></p> <p>② 物件費の抑制 <u>公共施設等の再編・長寿命化と行政改革大綱に基づく取組を確実に実行し、経費を抑制します。</u> <u>一方で、官民パートナーシップの観点から、民間で担った方が効果的・効率的な事務事業については、民間の能力を活用していきます。</u></p> <p>③ 投資的経費の適正化・平準化 投資的経費にあつては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。 また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、投資的経費の</p>

変更後	変更前
<p>④ <u>公共施設等の総量縮減・長寿命化</u> 公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建築物の総量縮減を進めるとともに、<u>インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。</u> また、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、<u>不用な施設については、適切に除却等を進めていきます。</u></p> <p>⑤ <u>投資的経費の適正化・平準化</u> 投資的経費にあつては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、<u>投資的経費の年度間の平準化を図ります。ただし、合併特例債や合併推進債を活用できる事業については、発行可能期間内に実施します。</u></p> <p>⑥ <u>地方債の繰上償還</u> 将来世代の負担を軽減するため、<u>地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。</u></p> <p>⑦ <u>基金の活用</u> 財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、<u>一定額を確保します。</u> <u>減債基金は、地方債の繰上償還等の地方債償還の財源として積極的に活用します。</u> 特定目的基金は、事業の目的に応じて、<u>計画的に活用します。</u> また、<u>経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。</u></p>	<p>年度間の平準化を図ります。 ただし、<u>合併特例債を活用できる事業は、発行可能期間内に実施します。</u></p> <p>④ <u>地方債の繰上償還</u> 将来世代の負担を軽減するため、<u>地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。</u></p> <p>⑤ <u>公共施設等の長寿命化等</u> <u>公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。</u> また、<u>公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不用な施設については、適切に除却等を進めていきます。</u></p> <p>⑥ <u>基金の活用</u> 財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、<u>一定額を確保します。</u> 減債基金は、<u>地方債の繰上償還の財源として積極的に活用します。</u> 特定目的基金は、<u>事業の目的に応じて、計画的に活用します。</u> また、<u>経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。</u></p> <p><u>上記①～⑥の取組のほか、人口の維持・増加策を講じるとともに、産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、地方税収入の確保に努めていきます。</u> <u>また、本市が管理している公有財産の有効活用や地方税等の収納率向上対策など、様々な観点から、歳入確保の</u></p>

変更後	変更前
<p>2 財政計画</p> <p>【前提条件】</p> <p>財政計画は、次の前提条件により作成します。</p> <p>(1) 会計は、普通会計（公営事業会計や企業会計以外）を対象に作成します。</p> <p>(2) 将来推計にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考にしています。</p> <p>(3) 歳入歳出の主な前提条件</p> <p>① 歳入</p> <p>ア 地方税</p> <p>令和5年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>イ 譲与税・各種交付金等</p> <p>森林環境譲与税は段階的な配分額の引上げを反映、地方消費税交付金は国の経済成長見通し（消費者物価上昇率）を勘案して反映、その他の交付金等は令和5年度予算額を基本に推計しています。</p> <p>ウ 地方交付税</p> <p>普通交付税は、地方税の伸び率をはじめ、人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計しています。</p> <p>エ 国庫支出金・県支出金</p> <p>現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>オ 地方債</p> <p>現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対</p>	<p><u>取組を進めます。</u></p> <p>2 財政計画</p> <p>【前提条件】</p> <p>財政計画は、次の前提条件により作成します。</p> <p>(1) 会計は、普通会計（公営事業会計や企業会計以外）を対象に作成します。</p> <p>(2) 将来推計にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算（平成31年1月30日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考にしています。</p> <p>(3) 歳入歳出の主な前提条件</p> <p>① 歳入</p> <p>ア 地方税</p> <p>令和元年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>イ 譲与税・各種交付金等</p> <p>地方消費税交付金は消費税率引上げを反映し、これに伴い自動車取得税交付金は令和2年度以降皆減しています。その他の交付金等は、令和元年度予算額を基本に推計しています。</p> <p>ウ 地方交付税</p> <p>普通交付税は、地方税の伸び率をはじめ、人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計しています。</p> <p>エ 国庫支出金・県支出金</p> <p>現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>オ 地方債</p> <p>現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対</p>

変更後	変更前
<p>策債を見込んで推計しています。</p> <p>カ その他 過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>② 歳出</p> <p>ア 人件費 <u>定員管理基本方針をベースに、今後の年齢構成の変動等や業務改善・デジタルトランスフォーメーション取組による削減効果を勘案して推計しています。</u></p> <p>イ 扶助費 各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計しています。</p> <p>ウ 公債費 <u>令和4年度までの借入に対する償還額と、令和5年度以降の地方債発行見込額を試算して推計しています。</u></p> <p>エ 物件費 国の経済成長見通しを勘案して推計しています。</p> <p>オ 維持補修費 公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計しています。</p> <p>カ 補助費等 一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計しています。</p> <p>キ 投資的経費 各年度の財政状況に対応し推計しています。</p> <p>ク その他 過去の実績等を勘案して推計し</p>	<p>策債を見込んで推計しています。</p> <p>カ その他 過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>② 歳出</p> <p>ア 人件費 <u>長浜市定員適正化計画をベースに、今後の年齢構成の変動等を勘案するとともに、会計年度任用職員制度の導入に伴う影響を見込んで推計しています。</u></p> <p>イ 扶助費 各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計しています。</p> <p>ウ 公債費 <u>平成30年度までの借入に対する償還額と、令和元年度以降の地方債発行見込額及び繰上償還に係る償還額を試算して推計しています。</u></p> <p>エ 物件費 <u>消費税率引上げ、国の経済成長見通しを勘案して推計しています。</u></p> <p>オ 維持補修費 公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計しています。</p> <p>カ 補助費等 一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計しています。</p> <p>キ 投資的経費 各年度の財政状況に対応し推計しています。</p> <p>ク その他 過去の実績等を勘案して推計し</p>

変更後	変更前
ています。	ています。
【歳入・歳出の見通し】 <u>別紙1のとおり</u>	74ページ 【歳入・歳出の見通し】 <u>別紙2のとおり</u>

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。

別紙 1

歳入・歳出の見通し

(単位：百万円)																					
歳入	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税		10,866	12,107	12,222	17,448	18,424	18,296	17,257	17,093	17,095	16,804	16,818	16,856	16,785	16,935	16,643	16,744	17,208	16,894	17,062	17,112
地方譲与税		931	322	310	508	516	505	474	450	428	425	420	418	423	436	450	457	435	444	455	455
各種交付金等		1,343	1,134	1,098	1,593	1,619	1,547	1,401	1,475	1,603	2,544	2,208	2,389	2,585	2,754	2,944	3,770	3,429	3,463	3,490	3,509
地方交付税		7,518	6,814	6,883	15,389	17,621	17,777	17,677	17,810	18,062	17,448	16,666	16,262	15,807	15,462	15,569	16,636	16,359	14,200	15,256	15,197
国庫支出金		4,729	4,591	4,340	12,436	10,443	9,315	9,323	11,748	10,126	10,183	11,029	10,035	10,545	11,836	25,486	15,567	13,177	10,820	11,992	12,720
分担金及び負担金		174	220	256	380	362	416	476	521	542	549	413	406	385	334	225	257	270	146	146	146
使用料及び手数料		681	614	597	812	825	874	825	758	736	701	616	655	651	513	351	320	352	360	360	360
財産収入		65	93	137	592	282	848	295	443	504	250	353	289	424	865	380	429	324	299	299	299
寄附金		32	12	51	34	4	5	11	6	11	17	70	97	66	76	128	376	356	350	350	350
繰越金		750	735	557	1,660	2,717	700	1,923	1,996	2,252	1,777	2,436	1,668	2,388	3,524	3,796	753	2,279	50	0	0
繰入金		131	1,308	756	3,884	2,449	746	631	324	865	272	838	3,173	2,876	1,847	2,468	1,834	2,892	3,442	2,867	2,057
諸収入		4,397	4,259	3,898	5,172	4,627	1,155	905	920	896	888	860	851	865	758	747	1,228	1,157	1,231	1,468	1,328
地方債		3,521	4,491	2,238	4,218	5,887	3,412	6,785	7,196	5,608	3,875	2,501	3,550	5,207	5,686	5,420	2,392	1,131	1,223	4,992	3,109
歳入合計額		35,138	36,700	33,343	64,126	65,776	55,596	57,983	60,740	58,728	55,733	55,228	56,650	59,006	61,026	74,607	60,763	59,369	52,922	58,737	56,641
(単位：百万円)																					
歳出	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費		5,433	5,468	5,433	10,266	8,224	8,139	7,982	7,626	7,969	7,581	7,800	8,091	8,060	7,980	9,281	10,547	10,414	10,363	10,676	10,511
扶助費		4,076	4,294	4,480	6,478	8,900	9,355	9,576	9,652	10,169	10,072	10,419	10,470	10,256	10,497	10,998	12,223	11,369	10,903	11,414	12,051
公債費		3,368	3,906	3,959	7,930	9,050	6,766	9,814	8,600	7,253	5,124	6,052	5,928	5,213	5,260	5,110	4,537	4,284	4,086	4,417	3,923
物件費		3,667	3,581	3,616	7,761	6,360	6,843	6,269	6,623	6,753	6,822	6,971	6,824	6,707	6,900	7,193	8,088	8,373	8,059	7,888	8,210
維持補修費		111	168	135	310	149	165	207	208	260	265	309	317	415	315	352	335	480	233	434	434
補助費等		4,316	4,104	4,274	10,695	7,370	6,723	6,308	6,283	6,526	6,503	6,537	7,446	10,710	8,965	24,785	10,073	10,235	9,371	11,517	9,783
積立金		664	2,647	811	1,379	8,354	5,467	578	2,322	2,096	4,025	2,704	2,500	2,746	2,926	3,815	1,917	2,795	426	426	426
投資及び出資金、貸付金		3,490	3,272	2,668	3,175	2,871	393	680	689	1,012	770	819	738	798	791	848	924	924	936	865	883
繰出金		3,111	3,162	3,339	5,525	5,234	5,669	5,726	5,787	6,244	6,423	6,566	6,766	4,847	4,883	4,966	4,897	4,991	5,246	5,437	5,327
投資的経費		6,167	5,541	4,053	7,890	8,564	4,153	8,847	10,699	8,669	5,712	5,383	5,181	7,407	10,041	5,425	4,943	3,186	3,300	5,664	5,094
歳出合計額		34,403	36,143	32,768	61,409	65,076	53,673	55,987	58,489	56,951	53,297	53,560	54,262	57,159	58,558	72,773	58,484	57,052	52,922	58,737	56,641

※歳入・歳出ともに平成20年度～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額です。

別紙2

歳入・歳出の見通し

(単位：百万円)																					
歳入	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税		10,866	12,107	12,222	17,448	18,424	18,296	17,257	17,093	17,095	16,804	16,818	16,856	16,785	16,520	16,553	16,371	16,356	16,347	16,148	16,145
地方譲与税		931	322	310	508	516	505	474	450	428	425	420	418	423	420	420	420	428	428	428	440
各種交付金等		1,343	1,134	1,098	1,593	1,619	1,547	1,401	1,475	1,603	2,544	2,208	2,389	2,585	2,380	2,400	2,319	2,341	2,364	2,386	2,409
地方交付税		7,518	6,814	6,883	15,389	17,621	17,777	17,677	17,810	18,062	17,448	16,666	16,262	15,807	13,700	13,921	13,629	13,542	13,498	13,486	13,359
国県支出金		4,729	4,591	4,340	12,436	10,443	9,315	9,323	11,748	10,126	10,183	11,029	10,035	10,545	10,826	11,197	12,036	11,992	11,450	11,226	11,247
分担金及び負担金		174	220	256	380	362	416	476	521	542	549	413	406	385	289	172	172	172	172	172	172
使用料及び手数料		681	614	597	812	825	874	825	758	736	701	616	655	651	660	400	400	400	400	400	400
財産収入		65	93	137	592	282	848	295	443	504	250	353	289	424	265	265	265	265	265	265	265
寄附金		32	12	51	34	4	5	11	6	11	17	70	97	66	62	62	62	62	62	62	62
繰越金		750	735	557	1,660	2,717	700	1,923	1,996	2,252	1,777	2,436	1,668	2,388	51	0	0	0	0	0	0
繰入金		131	1,308	756	3,884	2,449	746	631	324	865	272	838	3,173	2,876	2,976	1,708	1,580	2,017	1,513	1,538	1,028
雑収入		4,397	4,259	3,898	5,172	4,627	1,155	905	920	896	888	860	851	865	771	832	1,328	1,324	1,320	1,317	1,313
地方債		3,521	4,491	2,238	4,218	5,887	3,412	6,785	7,196	5,608	3,875	2,501	3,550	5,207	3,624	6,776	3,720	3,187	2,991	3,345	3,704
歳入合計額		35,138	36,700	33,343	64,126	65,776	55,596	57,983	60,740	58,728	55,733	55,228	56,650	59,006	52,544	54,706	52,302	52,086	50,810	50,773	50,544

(単位：百万円)																					
歳出	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費		5,433	5,468	5,433	10,266	8,224	8,139	7,982	7,626	7,969	7,581	7,800	8,091	8,060	8,044	10,668	10,510	10,978	10,821	10,428	10,696
扶助費		4,076	4,294	4,480	6,478	8,900	9,355	9,576	9,652	10,169	10,072	10,419	10,470	10,256	11,241	11,157	11,308	11,638	11,665	11,713	11,751
公債費		3,368	3,906	3,959	7,930	9,050	6,766	9,814	8,600	7,253	5,124	6,052	5,928	5,213	4,086	5,230	4,100	4,152	4,220	4,245	4,189
物件費		3,667	3,581	3,616	7,761	6,360	6,843	6,269	6,623	6,753	6,822	6,971	6,824	6,707	7,683	5,019	5,601	5,746	5,698	5,735	5,859
維持補修費		111	168	135	310	149	165	207	208	260	265	309	317	415	266	366	366	366	366	366	366
補助費等		4,316	4,104	4,274	10,695	7,370	6,723	6,308	6,283	6,526	6,503	6,537	7,446	10,710	8,658	10,979	8,585	8,573	8,585	8,723	8,950
積立金		664	2,647	811	1,379	8,354	5,467	578	2,322	2,096	4,025	2,704	2,500	2,746	109	109	109	109	109	109	109
投資及び出資金、貸付金		3,490	3,272	2,668	3,175	2,871	393	680	689	1,012	770	819	738	798	791	530	528	531	574	477	872
繰出金		3,111	3,162	3,339	5,525	5,234	5,669	5,726	5,787	6,244	6,423	6,566	6,766	4,847	4,979	4,901	4,869	4,856	4,795	4,768	4,751
投資の経費		6,167	5,541	4,053	7,890	8,564	4,153	8,847	10,699	8,669	5,712	5,383	5,181	7,407	6,687	5,747	6,326	5,137	3,977	4,209	3,001
歳出合計額		34,403	36,143	32,768	61,409	65,076	53,673	55,987	58,489	56,951	53,297	53,560	54,262	57,159	52,544	54,706	52,302	52,086	50,810	50,773	50,544

※歳入・歳出ともに平成18年度～平成29年度は決算額、平成30年度・令和元年度は決算見込額です。

合併基本計画の変更について

合併基本計画を次のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

変更後	変更前								
<p>3 合併基本計画策定方針 (3) 計画の期間 この計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く<u>18</u>年間に掛かるものとします。</p>	<p>7 ページ 3 合併基本計画策定方針 (3) 計画の期間 この計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く<u>15</u>年間に掛かるものとします。</p>								
<p>3 地域全体の人間力を育むひとづくり ・・・・・・・・・・教育・文化 (4) 地域文化の継承・発展</p> <table border="1" data-bbox="188 1346 783 1615"> <thead> <tr> <th>主要な施策</th> <th>主な事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 地域文化の継承・発展</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、（仮称）小谷城戦国体験ミュージアム整備事業については、令和6年度に実施設計に着手し、令和9年度の完了を予定しています。</p>	主要な施策	主な事業	(4) 地域文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用 	<p>51 ページ 3 地域全体の人間力を育むひとづくり ・・・・・・・・・・教育・文化 (4) 地域文化の継承・発展</p> <table border="1" data-bbox="831 1346 1433 1615"> <thead> <tr> <th>主要な施策</th> <th>主な事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 地域文化の継承・発展</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用 </td> </tr> </tbody> </table>	主要な施策	主な事業	(4) 地域文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用
主要な施策	主な事業								
(4) 地域文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用 								
主要な施策	主な事業								
(4) 地域文化の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産を活かしたまちづくりの推進 ・歴史文化資産の保存・施設整備 ・文化財の保護・普及活用 								
<p>第9章 財政計画 1 財政運営の基本方針 人口減少と少子高齢化が加速する中、本</p>	<p>79 ページ 第9章 財政計画 1 財政運営の基本方針 人口減少と少子高齢化の急速な進展や社</p>								

変更後	変更前
<p>市を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、<u>地方税収入をはじめとする歳入の予測及び歳出の見通しを長期的視点から</u>検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」こととします。</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。</p> <p>① 財政の硬直化の回避</p> <p>財政の硬直化を防ぎ、求められる施策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。</p> <p>② 適切な資産管理</p> <p>公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。</p> <p>③ 将来負担額の削減</p> <p>将来世代に過大な負担を強いることがないように、<u>健全で安定的な財政を保つため、計画的な繰上償還等による地方債残高の縮小を図ります。また、適切な金額を適切な基金に積み立て、将来予期される事業の財源として活用します。</u></p> <p>(2) 目標達成に向けた取組</p> <p>① 人件費の抑制</p> <p><u>定員管理基本方針に基づいて適正な</u></p>	<p><u>会保障と税の一体改革などの地方財政</u>を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、歳入の予測と歳出の見通しを<u>中長期的な視点</u>で検討し、限られた財源の効率的な運用を図り、もって「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指すため、基本方針を「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」こととします。</p> <p>(1) 基本目標</p> <p>基本方針に沿った財政運営を進めていくため、次のとおり基本目標を設定します。</p> <p>① <u>財政規模の適正化</u></p> <p><u>合併特例措置終了後の適切な財政構造を見極め、歳入の確保や歳出の削減などにより、単年度の財政収支の黒字化を図りつつ、財政規模の適正化を進めます。</u></p> <p>② 財政の硬直化の回避</p> <p>財政の硬直化を防ぎ、求められる施策を推進していくため、財政の弾力性を高め財源調整力を確保します。</p> <p>③ 適切な資産管理</p> <p>公共施設等の更新費用の削減を図るため、公共建築物の総量縮減や計画的で効果的なファシリティマネジメントによるインフラ資産の長寿命化を進めます。</p> <p>④ 将来負担額の削減</p> <p>将来世代に過大な負担を強いることがないように、<u>基礎的財政収支の黒字化に努め、地方債残高の縮小を図ります。</u></p> <p>(2) 目標達成に向けた取組</p> <p>① 人件費の抑制</p> <p><u>会計年度任用職員制度の導入に伴</u></p>

変更後	変更前
<p><u>定員管理を行うとともに、各種業務の民間委託やデジタルトランスフォーメーション等により人件費総額を削減します。</u></p>	<p><u>い、令和2年度から物件費が減り人件費が増えるものの、令和3年度以降は、定員適正化計画に基づいて職員数の合理化を進めます。併せて、人件費総額の削減につながる方策の検討を進めます。</u></p>
<p>② 物件費の抑制 <u>公共施設等の適正配置による管理経費を抑制するほか、各種委託業務については、その必要性や内容等について十分精査することで、物件費を削減します。</u> <u>また、公共施設等の運営については、各施設の実情に応じた管理形態を採用します。</u></p>	<p>② 物件費の抑制 <u>公共施設等の再編・長寿命化と行政改革大綱に基づく取組を確実に実行し、経費を抑制します。</u> <u>一方で、官民パートナーシップの観点から、民間で担った方が効果的・効率的な事務事業については、民間の能力を活用していきます。</u></p>
<p>③ 補助費等の抑制 <u>補助金制度ガイドラインに基づき、補助金の公益上の必要性や効果等を検証・見直しを行うことで、補助費等を削減します。</u></p>	<p>③ 投資的経費の適正化・平準化 <u>投資的経費にあつては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。</u> <u>また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、投資的経費の年度間の平準化を図ります。</u></p>
<p>④ 公共施設等の総量縮減・長寿命化 <u>公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建築物の総量縮減を進めるとともに、インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。</u> <u>また、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不用な施設については、適切に除却等を進めていきます。</u></p>	<p><u>ただし、合併特例債を活用できる事業は、発行可能期間内に実施します。</u> ④ 地方債の繰上償還 <u>将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。</u></p>
<p>⑤ 投資的経費の適正化・平準化 <u>投資的経費にあつては、規模と経費の適正化を図ることにより、毎年度の投資額を抑制します。また、本市における政策課題の解決に資する事業を厳選し、投資的経費の年度間の平準化を図ります。ただし、合併特例債や合併推進債を活用できる事業については、発行可能期間内に実施します。</u></p>	<p>⑤ 公共施設等の長寿命化等 <u>公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、インフラ資産も含めた公共施設等の長寿命化に係る経費は、毎年度安定的に確保します。</u> <u>また、公共施設等の解体に係る経費を確保することにより、不用な施設については、適切に除却等を進めていきます。</u> ⑥ 基金の活用</p>

変更後	変更前
<p>⑥ 地方債の繰上償還 将来世代の負担を軽減するため、地方債残高を増やさないこととし、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図ります。</p> <p>⑦ 基金の活用 財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。 減債基金は、地方債の繰上償還等の地方債償還の財源として積極的に活用します。 特定目的基金は、事業の目的に応じて、計画的に活用します。 また、経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。</p>	<p>財政調整基金は、大規模な災害や不測の事態の財政需要に備えるため、一定額を確保します。 減債基金は、地方債の繰上償還の財源として積極的に活用します。 特定目的基金は、事業の目的に応じて、計画的に活用します。 また、経費削減や不用な財産の売却等の行革努力により生み出した財源は、将来需要が予測される基金に適切な金額を積み立てます。</p> <p><u>上記①～⑥の取組のほか、人口の維持・増加策を講じるとともに、産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、地方税収入の確保に努めていきます。</u> <u>また、本市が管理している公有財産の有効活用や地方税等の収納率向上対策など、様々な観点から、歳入確保の取組を進めます。</u></p>
<p>2 財政計画 【前提条件】 財政計画は、次の前提条件により作成します。</p> <p>(1) 会計は、普通会計（公営事業会計や企業会計以外）を対象に作成します。</p> <p>(2) 将来推計にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算（令和5年1月24日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考にしています。</p> <p>(3) 歳入歳出の主な前提条件 ① 歳入 ア 地方税 令和5年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推</p>	<p>2 財政計画 【前提条件】 財政計画は、次の前提条件により作成します。</p> <p>(1) 会計は、普通会計（公営事業会計や企業会計以外）を対象に作成します。</p> <p>(2) 将来推計にあたっては、「中長期の経済財政に関する試算（平成31年1月30日経済財政諮問会議提出内閣府資料）」及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を参考にしています。</p> <p>(3) 歳入歳出の主な前提条件 ① 歳入 ア 地方税 令和元年度予算額をベースに、予定されている税制改正を反映しつつ、過去の実績等を勘案して推</p>

変更後	変更前
<p>計しています。</p> <p>イ 譲与税・各種交付金等 <u>森林環境譲与税は段階的な配分額の引上げを反映、地方消費税交付金は国の経済成長見通し（消費者物価上昇率）を勘案して反映、その他の交付金等は令和5年度予算額を基本に推計しています。</u></p> <p>ウ 地方交付税 普通交付税は、地方税の伸び率をはじめ、人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計しています。</p> <p>エ 国庫支出金・県支出金 現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>オ 地方債 現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対策債を見込んで推計しています。</p> <p>カ その他 過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>② 歳出</p> <p>ア 人件費 <u>定員管理基本方針をベースに、今後の年齢構成の変動等や業務改善・デジタルトランスフォーメーション取組による削減効果を勘案して推計しています。</u></p> <p>イ 扶助費 各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計しています。</p> <p>ウ 公債費 <u>令和4年度までの借入に対する償還額と、令和5年度以降の地方債発行見込額を試算して推計して</u></p>	<p>計しています。</p> <p>イ 譲与税・各種交付金等 <u>地方消費税交付金は消費税率引上げを反映し、これに伴い自動車取得税交付金は令和2年度以降皆減しています。</u>その他の交付金等は、<u>令和元年度予算額を基本に推計しています。</u></p> <p>ウ 地方交付税 普通交付税は、地方税の伸び率をはじめ、人口減少による影響や、地方債借入に伴う補正を反映して推計しています。</p> <p>エ 国庫支出金・県支出金 現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>オ 地方債 現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債や臨時財政対策債を見込んで推計しています。</p> <p>カ その他 過去の実績等を勘案して推計しています。</p> <p>② 歳出</p> <p>ア 人件費 <u>長浜市定員適正化計画をベースに、今後の年齢構成の変動等を勘案するとともに、会計年度任用職員制度の導入に伴う影響を見込んで推計しています。</u></p> <p>イ 扶助費 各扶助費における近年の推移や制度改正、人口減少の影響を見込んで推計しています。</p> <p>ウ 公債費 <u>平成30年度までの借入に対する償還額と、令和元年度以降の地方債発行見込額及び繰上償還に係る</u></p>

変更後	変更前
<p>います。</p> <p>エ 物件費 国の経済成長見通しを勘案して推計しています。</p> <p>オ 維持補修費 公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計しています。</p> <p>カ 補助費等 一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計しています。</p> <p>キ 投資的経費 各年度の財政状況に対応し推計しています。</p> <p>ク その他 過去の実績等を勘案して推計しています。</p>	<p><u>償還額</u>を試算して推計しています。</p> <p>エ 物件費 <u>消費税率引上げ</u>、国の経済成長見通しを勘案して推計しています。</p> <p>オ 維持補修費 公共施設マネジメントの取組による計画的な補修経費を見込んで推計しています。</p> <p>カ 補助費等 一部事務組合で予定されている大型事業を見込むとともに、近年の推移を勘案して推計しています。</p> <p>キ 投資的経費 各年度の財政状況に対応し推計しています。</p> <p>ク その他 過去の実績等を勘案して推計しています</p>
<p>【歳入・歳出の見通し】</p> <p><u>別紙1のとおり</u></p>	<p>74ページ</p> <p>【歳入・歳出の見通し】</p> <p><u>別紙2のとおり</u></p>

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。

別紙 1

歳入 (単位：百万円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地方税	12,222	17,448	18,424	18,296	17,257	17,093	17,095	16,804	16,818	16,856	16,785	16,935	16,643	16,744	17,208	16,894	17,062	17,112	17,189	17,057
地方譲与税	310	508	516	505	474	450	428	425	420	418	423	436	450	457	435	444	455	455	455	455
各種交付金等	1,098	1,593	1,619	1,547	1,401	1,475	1,603	2,544	2,208	2,389	2,585	2,754	2,944	3,770	3,429	3,463	3,490	3,509	3,528	3,545
地方交付税	6,883	15,389	17,621	17,777	17,677	17,810	18,062	17,448	16,666	16,262	15,807	15,462	15,569	16,636	16,359	14,200	15,256	15,197	14,677	14,940
国県支出金	4,340	12,436	10,443	9,315	9,323	11,748	10,126	10,183	11,029	10,035	10,545	11,836	25,486	15,567	13,177	10,820	11,992	12,720	12,233	12,187
分担金及び負担金	256	380	362	416	476	521	542	549	413	406	385	334	225	257	270	146	146	146	146	146
使用料及び手数料	597	812	825	874	825	758	736	701	616	655	651	513	351	320	352	360	360	360	360	360
財産収入	137	592	282	848	295	443	504	250	353	289	424	865	380	429	324	299	299	299	299	299
寄附金	51	34	4	5	11	6	11	17	70	97	66	76	128	376	356	350	350	350	350	350
繰越金	557	1,660	2,717	700	1,923	1,996	2,252	1,777	2,436	1,668	2,388	3,524	3,796	753	2,279	50	0	0	0	0
繰入金	756	3,884	2,449	746	631	324	865	272	838	3,173	2,876	1,847	2,468	1,834	2,892	3,442	2,867	2,057	2,693	2,533
諸収入	3,898	5,172	4,627	1,155	905	920	896	888	860	851	865	758	747	1,228	1,157	1,231	1,468	1,328	1,199	1,179
地方債	2,238	4,218	5,887	3,412	6,785	7,196	5,608	3,875	2,501	3,550	5,207	5,686	5,420	2,392	1,131	1,223	4,992	3,109	3,156	3,116
歳入合計額	33,343	64,126	65,776	55,596	57,983	60,740	58,728	55,733	55,228	56,650	59,006	61,026	74,607	60,763	59,369	52,922	58,737	56,641	56,286	56,167

歳出 (単位：百万円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人件費	5,433	10,266	8,224	8,139	7,982	7,626	7,969	7,581	7,800	8,091	8,060	7,980	9,281	10,547	10,414	10,363	10,676	10,511	10,889	10,568
扶助費	4,480	6,478	8,900	9,355	9,652	10,169	10,072	10,419	10,470	10,256	10,497	10,998	12,223	11,369	10,903	11,414	12,051	12,037	12,040	12,040
公債費	3,959	7,930	9,050	6,766	9,814	8,600	7,253	5,124	6,052	5,928	5,213	5,260	5,110	4,537	4,284	4,086	4,417	3,923	4,027	3,910
物件費	3,616	7,761	6,360	6,843	6,269	6,623	6,753	6,822	6,971	6,824	6,707	6,900	7,193	8,088	8,373	8,059	7,888	8,210	8,257	7,781
維持補修費	135	310	149	165	207	208	260	265	309	317	415	315	352	335	480	233	434	434	434	434
補助費等	4,274	10,695	7,370	6,723	6,308	6,283	6,526	6,503	6,537	7,446	10,710	8,965	24,785	10,073	10,235	9,371	11,517	9,783	9,185	10,155
積立金	811	1,379	8,354	5,467	578	2,322	2,096	4,025	2,704	2,500	2,746	2,926	3,815	1,917	2,795	426	426	426	426	426
投資及び出資金、貸付金	2,668	3,175	2,871	393	680	689	1,012	770	819	738	798	791	848	924	924	936	865	883	648	613
繰出金	3,339	5,525	5,234	5,669	5,726	5,787	6,244	6,423	6,566	6,766	4,847	4,893	4,966	4,897	4,991	5,246	5,437	5,327	5,366	5,343
投資の経費	4,053	7,890	8,564	4,153	8,847	10,699	8,669	5,712	5,383	5,181	7,407	10,041	5,425	4,943	3,186	3,300	5,664	5,094	5,017	4,897
歳出合計額	32,768	61,409	65,076	53,673	55,987	58,489	56,951	53,297	53,560	54,262	57,159	58,558	72,773	58,484	57,052	52,922	58,737	56,641	56,286	56,167

※歳入・歳出ともに平成20年度～令和4年度は決算額、令和5年度は決算見込額です。

別紙 2

(単位：百万円)																		
歳入	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税		12,222	17,448	18,424	18,296	17,257	17,093	17,095	16,804	16,818	16,856	16,785	16,520	16,553	16,371	16,356	16,347	16,148
地方譲与税		310	508	516	505	474	450	428	425	420	418	423	420	420	420	428	428	428
各種交付金等		1,098	1,593	1,619	1,547	1,401	1,475	1,603	2,544	2,208	2,389	2,585	2,380	2,400	2,319	2,341	2,364	2,386
地方交付税		6,883	15,389	17,621	17,777	17,677	17,810	18,062	17,448	16,666	16,262	15,807	13,700	13,921	13,629	13,542	13,498	13,486
国県支出金		4,340	12,436	10,443	9,315	9,323	11,748	10,126	10,183	11,029	10,035	10,545	10,826	11,197	12,036	11,992	11,450	11,226
分担金及び負担金		256	380	362	416	476	521	542	549	413	406	385	289	172	172	172	172	172
使用料及び手数料		597	812	825	874	825	758	736	701	616	655	651	660	400	400	400	400	400
財産収入		137	592	282	848	295	443	504	250	353	289	424	265	265	265	265	265	265
寄附金		51	34	4	5	11	6	11	17	70	97	66	62	62	62	62	62	62
繰越金		557	1,660	2,717	700	1,923	1,996	2,252	1,777	2,436	1,668	2,388	51	0	0	0	0	0
繰入金		756	3,884	2,449	746	631	324	865	838	3,173	2,876	2,976	2,976	1,708	1,580	2,017	1,513	1,538
諸収入		3,898	5,172	4,627	1,155	905	920	896	888	860	851	865	771	832	1,328	1,324	1,320	1,317
地方債		2,238	4,218	5,887	3,412	6,785	7,196	5,608	3,875	2,501	3,550	5,207	3,624	6,776	3,720	3,187	2,991	3,345
歳入合計額		33,343	64,126	65,776	55,596	57,983	60,740	58,728	55,733	55,228	56,650	59,006	52,544	54,706	52,302	52,086	50,810	50,773

(単位：百万円)																		
歳出	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費		5,433	10,266	8,224	8,139	7,982	7,626	7,969	7,581	7,800	8,091	8,060	8,044	10,668	10,510	10,978	10,821	10,428
扶助費		4,480	6,478	8,900	9,355	9,576	9,652	10,169	10,072	10,419	10,470	10,256	11,241	11,157	11,308	11,638	11,665	11,713
公債費		3,959	7,930	9,050	6,766	9,814	8,600	7,253	5,124	6,052	5,928	5,213	4,086	5,230	4,100	4,152	4,220	4,245
物件費		3,616	7,761	6,360	6,843	6,269	6,623	6,753	6,822	6,971	6,824	6,707	7,683	5,019	5,601	5,746	5,698	5,735
維持補修費		135	310	149	165	207	208	260	265	309	317	415	266	366	366	366	366	366
補助費等		4,274	10,695	7,370	6,723	6,308	6,283	6,526	6,503	6,537	7,446	10,710	8,658	10,979	8,585	8,573	8,585	8,723
積立金		811	1,379	8,354	5,467	578	2,322	2,096	4,025	2,704	2,500	2,746	109	109	109	109	109	109
投資及び出資金、貸付金		2,668	3,175	2,871	393	680	689	1,012	770	819	738	798	791	530	528	531	574	477
繰出金		3,339	5,525	5,234	5,669	5,726	5,787	6,244	6,423	6,566	6,766	4,847	4,979	4,901	4,869	4,856	4,795	4,768
投資的経費		4,053	7,890	8,564	4,153	8,847	10,699	8,669	5,712	5,383	5,181	7,407	6,687	5,747	6,326	5,137	3,977	4,209
歳出合計額		32,768	61,409	65,076	53,673	55,987	58,489	56,951	53,297	53,560	54,262	57,159	52,544	54,706	52,302	52,086	50,810	50,773

※歳入・歳出ともに平成20年度～平成29年度は決算額、平成30年度・令和元年度は決算見込額です。

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 契約の目的 神照小学校北校舎長寿命化改修工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 317,900,000円
- 4 契約の相手方 長浜市八幡東町237番地
株式会社材信工務店
代表取締役 伊藤 浩

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 契約の目的 田村駅東口駅前広場整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 222,420,000円
- 4 契約の相手方 長浜市加納町394番地
株式会社明豊建設
代表取締役 山田 浩之

長浜市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
長浜市勤労青少年ホーム
- 2 指定管理者の名称等
長浜市余呉町中之郷250番地
株式会社ロハス長浜
代表取締役 前川 和彦
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

虎姫駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 公の施設の名称

虎姫駅コミュニティハウス関連施設

- | | |
|----------------|----------------|
| ①虎姫駅コミュニティハウス | ②長浜市虎姫駅前駐車場 |
| ③長浜市虎姫駅前第一駐輪場所 | ④長浜市虎姫駅前第二駐輪場所 |

2 指定管理者の名称等

長浜市大寺町1029番地1
株式会社まちづくり虎姫
代表取締役 山田 富男

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

河毛駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 公の施設の名称

河毛駅コミュニティハウス関連施設

- | | |
|---------------|--------------|
| ①河毛駅コミュニティハウス | ②長浜市河毛駅東駐車場 |
| ③長浜市河毛駅西駐車場 | ④長浜市河毛駅前駐輪場所 |

2 指定管理者の名称等

長浜市湖北町山脇571番地3
株式会社まちづくり湖北
代表取締役 片岡 健策

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ウッドィパル余呉の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
ウッドィパル余呉
- 2 指定管理者の名称等
長浜市余呉町中之郷250番地
株式会社ロハス長浜
代表取締役 前川 和彦
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

きのもと交遊館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
きのもと交遊館
- 2 指定管理者の名称等
長浜市木之本町木之本1118番地
K-ZOHN運営協議会
会長 林 源栄
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

健康パークあざいの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
健康パークあざい
- 2 指定管理者の名称等
東京都中野区東中野三丁目18番12号
株式会社日本水泳振興会
代表取締役 坂元 要
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

長浜西部福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
長浜西部福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市加田町3360番地
社会福祉法人青祥会
理事長 畑下 嘉之
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

長浜東部福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
長浜東部福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

長浜北部福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
長浜北部福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

浅井福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
浅井福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

西浅井福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
西浅井福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

木之本まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
木之本まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市木之本町木之本1757番地2
木之本地区地域づくり協議会
会長 寺田 年克
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

七尾まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
七尾まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市佐野町181番地
七尾地区地域づくり協議会
会長 角田 巖
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

下草野まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
下草野まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市北ノ郷町105番地
下草野地区地域づくり協議会
会長 丸山 久徳
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

湯田まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

- 1 公の施設の名称
湯田まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市内保町2645番地
浅井湯田地域づくり協議会
会長 清水 峯生
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 譲渡の相手方

長浜市高月町高月288番地1
認可地縁団体 高月自治会
代表者 山岡 隆暢

2 譲渡する財産の表示

土地

所在 長浜市高月町高月字村はげ2604番
地目 墓地
面積 5,834㎡

土地

所在 長浜市高月町高月字村はげ2605番
地目 雑種地
面積 475㎡

3 譲渡の目的

長浜市墓地等経営の許可等に関する規則（平成22年長浜市規則第111号）第3条第2項に基づき、高月自治会が管理している村中墓地について、同自治会が経営許可を取得するため。